

資料29 騒音に係る環境基準（令和7（2025）年12月末現在）

ア 騒音に係る環境基準

適用地域

京都市、福知山市（平成17年12月31日における福知山市の区域に限る。）、舞鶴市、綾部市、宇治市、宮津市、亀岡市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、南丹市（平成17年12月31日における園部町及び八木町の区域に限る。）、木津川市、大山崎町、久御山町、井手町、宇治田原町及び精華町の区域のうち、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に掲げる用途地域（久御山町以外の区域にあつては、工業専用地域を除く。）として定められた区域

一般地域

地域の類型	基準値	
	昼間（6時から22時）	夜間（22時から6時）
A及びB	55dB以下	45dB以下
C	60dB以下	50dB以下

道路に面する地域

地域の区分	基準値	
	昼間（6時から22時）	夜間（22時から6時）
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60dB以下	55dB以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65dB以下	60dB以下
幹線交通を担う道路に近接する空間	70dB以下	65dB以下

（注） 1 幹線交通を担う道路とは次のものをいう。

- ①道路法上の高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び4車線以上の車線を有する市町村道。
- ②道路運送法上の一般自動車道であつて都市計画法施行規則に規定する自動車専用道路。

2 幹線交通を担う道路に近接する空間とは、2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路にあつては、道路端から15m、2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路にあつては、道路端から20mまでの範囲をいう。

地域の類型

地域の類型	該当地域
A	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域及び田園住居地域
B	第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域
C	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域（久御山町の区域のものに限る。）

イ 新幹線鉄道騒音に係る環境基準

地域の類型	基準値
I	70dB以下
II	75dB以下

地域の類型

地域の類型	該当地域	区域
I	区域欄に掲げる区域のうち 第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 田園住居地域	東海道新幹線の軌道中心線から両側にそれぞれ400メートル以内の地域（鴨川、桂川及び山科川の橋梁並びに大山崎町の国道171号線と東海道新幹線とが交差する橋梁に係る地域については、これら橋梁の橋げた両端のそれぞれの先端部における軌道中心線上の地点を中心とした半径500メートルの円内の地域）のうち、京都市、向日市、長岡京市及び大山崎町の区域。ただし、次の各号に掲げる用地、区域等は除く。 (1) 新幹線鉄道事業の用に供する駅区等用地及び線路等用地 (2) 東山トンネルの出入口における軌道中心線上の地点を中心とした半径400メートルの円内のトンネルに係る部分以外のトンネル用地
	II	区域欄に掲げる区域のうち 近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域

資料30 騒音規制法に基づく規制基準等（令和7(2025)年12月末現在）

規制地域

京都市、福知山市（平成17年12月31日における福知山市の区域に限る。）、舞鶴市、綾部市、宇治市、宮津市、亀岡市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、南丹市（平成17年12月31日における園部町及び八木町の区域に限る。）、木津川市、大山崎町、久御山町、井手町、宇治田原町及び精華町の区域のうち、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に掲げる用途地域（久御山町以外の区域にあっては、工業専用地域を除く。）として定められた区域

○特定工場等において発生する騒音の規制基準

		第1種区域	第2種区域	第3種区域	第4種区域
		第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 田園住居地域	第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域	工業地域 工業専用地域 (久御山町の区域のものに限る。)
昼間	午前8時～午後6時	45dB	50dB	65dB	70dB
朝・夕	午前6時～午前8時	40dB	45dB	55dB	60dB
	午後6時～午後10時				
夜間	午後10時～午前6時	40dB	40dB	50dB	55dB

(注) 第2種区域、第3種区域及び第4種区域の区域内に所在する学校、保育所、病院、診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館、特別養護老人ホーム及び幼児保連携型認定こども園の敷地の周囲50メートルの区域内における規制基準は、当該各欄に定める当該値から5dBを減じた値（第2種区域にあっては夜間を除く。）。

○特定建設作業に伴って発生する騒音の規制基準

作業の種類	騒音の大きさ	作業のできない時間		1日あたりの作業時間		同一場所における作業時間	作業日
		第1号区域	第2号区域	第1号区域	第2号区域		
くい打機を使用する作業 くい抜機を使用する作業 くい打くい抜機を使用する作業 びょう打機を使用する作業 さく岩機を使用する作業 空気圧縮機を使用する作業 コンクリートプラントを設けて行う作業 アスファルトプラントを設けて行う作業 バックホウを使用する作業 トラクターショベルを使用する作業 ブルドーザーを使用する作業	85dB	午後7時～翌日午前7時	午後10時～翌日午前6時	10時間	14時間	連続6日	日曜日その他の休日を除く日

(注) 1 第1号区域とは、規制地域のうち、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域、商業地域及び準工業地域並びにこれらの地域以外の規制地域のうち、学校、保育所、病院、診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館、特別養護老人ホーム及び幼児保連携型認定こども園の敷地の周囲80メートルの区域内をいい、第2号区域とは、規制地域のうち、第1号区域以外の区域をいう。
2 環境大臣が指定するバックホウ、トラクターショベル及びブルドーザーを使用する作業を除く。
3 当該作業がその作業を開始した日に終わるものを除く。

○自動車騒音に係る要請限度

区域の区分	要請限度	
	昼間（6時から22時）	夜間（22時から6時）
a区域及びb区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65dB	55dB
a区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70dB	65dB
b区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc区域のうち車線を有する道路に面する区域	75dB	70dB
幹線交通を担う道路に近接する区域	75dB	70dB

(注) 1 幹線交通を担う道路とは次のものをいう。
①道路法上の高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び4車線以上の車線を有する市町村道。
②道路運送法上の一般自動車道であって都市計画法施行規則に規定する自動車専用道路。
2 幹線交通を担う道路に近接する空間とは、2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路にあっては、道路端から15m、2車線を越える車線を有する幹線交通を担う道路にあっては、道路端から20mまでの範囲をいう。

区域の区分

区域の区分	該当地域
a	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域及び田園住居地域
b	第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域
c	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域（久御山町の区域のものに限る。）

資料 31 夜間営業等の騒音の制限(令和7(2025)年12月末現在)

規制地域

京都市、福知山市（平成17年12月31日における福知山市の区域に限る。）、舞鶴市、綾部市、宇治市、宮津市、亀岡市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、南丹市（平成17年12月31日における園部町及び八木町の区域に限る。）、木津川市、大山崎町、久御山町、井手町、宇治田原町及び精華町の区域のうち、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に掲げる用途地域（久御山町以外の区域にあっては、工業専用地域を除く。）として定められた区域

○飲食店営業等及び作業の騒音の制限に係る音量基準（午後10時～翌日午前6時）

	第1種区域	第2種区域	第3種区域
	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 田園住居地域 知事が告示で指定する地域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 知事が告示で指定する地域	工業地域 知事が告示で指定する地域
食品衛生法施行令第35条第1号及び第2号による営業（飲食店営業等）	40dB	50dB	55dB
専らカラオケ装置を使用させて営む営業			
資材及び土砂その他これらに類するものを屋外で常時保管する場所においてクレーン・バックホウ等の機械を使用して行う作業	40dB	50dB	

○飲食店営業等の音響機器の使用制限（午後11時～翌日午前6時）

	第1種区域
	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 田園住居地域 知事が告示で指定する地域
食品衛生法施行令第35条第1号及び第2号による営業（飲食店営業等）	カラオケ装置 音響再生装置
専らカラオケ装置を使用させて営む営業	拡声装置

資料 32 商業宣伝を目的とした拡声機の使用の制限(令和7(2025)年12月末現在)

	第1種区域	第2種区域	第3種区域	第4種区域
	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 田園住居地域	第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 用途地域として定められていない区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域	工業地域 工業専用地域
午前8時～午後6時	5.5dB	6.0dB	7.5dB	8.0dB
午後6時～午後8時	5.0dB	5.5dB	6.5dB	7.0dB

(注) 測定場所は、拡声機の直下の地点から10メートルの地点とする。

遵守事項	<ul style="list-style-type: none"> (1) 午後8時から翌日の午前8時までの間においては、拡声機を使用しないこと（飲食物の販売を目的とする移動式の店舗により移動して一時的に拡声機を使用する場合であって、周辺の人の健康又は生活環境に係る被害を生じるおそれがないときを除く。）。 (2) 幅員4メートル未満の道路においては、拡声機を使用しないこと。 (3) 地上10メートル以上の位置で拡声機を使用しないこと。 (4) 同一場所において拡声機を使用する場合は、毎時15分以上の休止時間をおくこと。 (5) 50メートル以内の距離で同一の営業者が2以上の拡声機により内容を異にする放送を同時に行わないこと。
------	--

資料33 騒音規制法に基づく特定施設の届出状況(令和7(2025)年3月末現在)

(単位 上段:台、下段:箇所)

		京都市	福知山市	舞鶴市	綾部市	宇治市	宮津市	亀岡市	城陽市	向日市	長岡京市	八幡市	京田辺市	京丹後市	南丹市	木津川市	大山崎町	久御山町	井手町	宇治田原町	笠置町	和束町	精華町	南山城村	京丹波町	伊根町	与謝野町	合計
金属加工機械	特定施設	1,651	140	81	813	382	0	301	66	37	81	67	3	0	71	34	43	442	3	169	0	0	86	0	0	0	0	4,470
	特定工場等	297	47	20	10	55	0	19	12	10	37	10	2	0	2	6	6	73	2	16	0	0	6	0	0	0	0	630
空気圧縮機等	特定施設	9,350	635	842	314	1,348	103	436	200	355	639	78	103	0	144	471	394	787	65	60	0	0	1,132	0	0	0	0	17,456
	特定工場等	1,303	182	79	37	144	9	65	25	57	68	34	24	0	29	54	9	161	9	42	0	0	77	0	0	0	0	2,408
土石用破碎機等	特定施設	96	22	14	0	28	0	7	0	6	7	0	0	0	1	0	0	1	10	0	0	0	1	0	0	0	0	193
	特定工場等	22	13	4	0	6	0	1	0	1	4	0	0	0	1	0	0	1	2	0	0	0	1	0	0	0	0	56
織機	特定施設	12,024	8	0	0	102	1	95	0	0	8	0	0	0	8	269	0	21	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12,536
	特定工場等	2,954	2	0	0	5	1	7	0	0	3	0	0	0	1	9	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,985
建設用資材製造機械	特定施設	23	3	9	0	13	1	3	0	0	6	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	59
	特定工場等	16	3	6	0	8	1	2	0	0	3	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	40
穀物用製粉機	特定施設	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	20
	特定工場等	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
木材加工機械	特定施設	596	149	257	0	56	2	76	7	37	37	19	0	0	1	10	0	31	11	1	0	0	0	0	0	0	0	1,290
	特定工場等	238	98	37	0	17	1	17	4	6	14	8	0	0	1	2	0	11	4	1	0	0	0	0	0	0	0	459
抄紙機	特定施設	2	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	13
	特定工場等	2	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5
印刷機械	特定施設	1,676	0	19	0	58	0	79	6	41	4	5	0	0	0	14	13	51	3	17	0	0	7	0	0	0	0	1,993
	特定工場等	405	0	5	0	15	0	11	3	1	3	2	0	0	0	4	1	11	1	4	0	0	3	0	0	0	0	469
合成樹脂射出成形機	特定施設	277	0	0	8	261	0	117	23	99	30	12	0	0	68	32	140	181	1	7	0	0	63	0	0	0	0	1,319
	特定工場等	39	0	0	1	15	0	2	4	3	6	1	0	0	4	3	2	20	1	1	0	0	4	0	0	0	0	106
鋳造型機	特定施設	18	0	3	0	13	0	2	0	0	0	0	0	0	194	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	230
	特定工場等	8	0	1	0	2	0	1	0	0	0	0	0	0	34	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	46
合計	特定施設	25,733	957	1,225	1,135	2,263	107	1,116	302	575	812	181	106	0	487	838	590	1,516	93	254	0	0	1,289	0	0	0	0	39,579
	特定工場等	5,286	345	152	48	268	12	125	48	78	138	55	26	0	72	79	18	282	19	64	0	0	91	0	0	0	0	7,206

資料34 京都府環境を守り育てる条例に基づく騒音の特定施設の届出状況(令和7(2025)年3月末現在)

(単位 上段:台、下段:箇所)

		京都市	福知山市	舞鶴市	綾部市	宇治市	宮津市	亀岡市	城陽市	向日市	長岡京市	八幡市	京田辺市	京丹後市	南丹市	木津川市	大山崎町	久御山町	井手町	宇治田原町	笠置町	和束町	精華町	南山城村	京丹波町	伊根町	与謝野町	合計
金属加工機械	特定施設	7,166	659	234	966	787	12	803	223	51	480	493	575	18	489	226	72	1,168	3	436	0	0	53	0	8	0	11	14,933
	特定工場等	1,066	131	101	118	85	9	65	64	28	132	39	30	18	47	21	27	175	3	43	0	0	7	0	3	0	3	2,215
圧縮機	特定施設	61,695	2,530	2,104	704	3,433	152	2,236	1,934	943	2,468	1,446	2,284	133	503	2,126	452	1,467	82	298	0	0	1,173	4	78	0	109	88,354
	特定工場等	4,548	329	234	109	343	25	183	147	74	155	184	139	42	86	133	21	178	12	50	0	0	39	1	12	0	15	7,059
送風機	特定施設	4,872	1,468	429	240	358	152	358	294	20	291	257	579	27	278	240	227	246	3	73	0	0	317	0	13	1	2	10,745
	特定工場等	1,010	165	62	41	54	19	43	35	9	43	34	38	7	45	25	7	48	3	10	0	0	16	0	4	1	1	1,720
粉碎機	特定施設	765	230	164	29	232	49	185	45	4	19	26	98	59	27	36	161	46	22	12	0	0	6	0	7	0	1	2,223
	特定工場等	166	55	34	10	31	3	19	13	3	10	9	17	13	15	10	5	20	4	3	0	0	4	0	2	0	1	447
繊維機械	特定施設	282	43	57	263	11	1,081	183	350	0	2	13	0	6	3	3	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	12	2,313
	特定工場等	68	2	2	4	3	350	12	7	0	1	4	0	1	2	1	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	1	460
建設用資材製造機械	特定施設	11	16	11	8	4	8	9	4	1	0	0	2	0	5	10	0	5	4	0	0	0	0	0	0	1	0	99
	特定工場等	11	3	9	6	2	6	8	3	1	0	0	2	0	5	4	0	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	63
穀物用製粉機	特定施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	特定工場等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
木材加工機械	特定施設	1,205	188	290	80	103	123	248	26	21	76	13	6	4	64	19	0	88	15	5	0	0	0	0	2	0	0	2,576
	特定工場等	354	127	131	22	36	35	52	13	5	52	8	4	4	34	8	0	33	4	2	0	0	0	0	2	0	0	926
抄紙機	特定施設	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
	特定工場等	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
印刷機械	特定施設	11	34	0	8	0	16	17	3	0	0	3	14	0	6	0	0	0	0	17	0	0	1	0	0	0	0	130
	特定工場等	3	3	0	2	0	3	8	2	0	0	2	2	0	2	0	0	0	0	4	0	0	1	0	0	0	0	32
合成樹脂射出形成機	特定施設	1	97	0	46	0	0	1	4	0	0	0	52	11	0	2	0	0	0	5	0	0	1	0	0	0	0	220
	特定工場等	1	11	0	19	0	0	1	1	0	0	0	6	2	0	1	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	44
合成樹脂加工機械	特定施設	321	182	8	9	92	0	71	8	3	27	33	89	55	0	1	7	24	0	49	0	0	0	0	0	0	0	979
	特定工場等	45	8	3	3	5	0	6	2	1	5	5	10	12	0	1	2	3	0	6	0	0	0	0	0	0	0	117
鋳造型機	特定施設	24	6	6	0	0	0	8	0	0	9	0	2	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	58
	特定工場等	8	2	1	0	0	0	2	0	0	1	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	16
遠心分離機	特定施設	34	18	1	0	7	1	1	2	0	1	5	0	0	1	0	0	5	0	0	0	0	2	0	0	0	0	78
	特定工場等	11	5	1	0	1	1	1	1	0	1	1	0	0	1	0	0	2	0	0	0	0	2	0	0	0	0	28
クーリングタワー	特定施設	2,353	310	104	134	312	50	135	40	24	123	22	77	7	46	63	25	96	1	13	0	0	10	0	0	0	3	3,948
	特定工場等	943	86	68	35	23	27	24	18	17	38	16	11	6	28	16	4	29	1	8	0	0	4	0	0	0	1	1,403
重油バーナー	特定施設	59	120	47	8	13	21	28	7	0	18	8	0	0	3	1	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	337
	特定工場等	33	11	6	4	4	2	2	2	0	6	4	0	0	1	1	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	80
工業用動力ミシン	特定施設	1,065	60	352	1,118	85	120	666	35	0	24	24	0	0	0	48	0	16	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,613
	特定工場等	80	11	10	51	5	1	36	2	0	4	3	0	0	0	1	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	207
ガラス研磨機	特定施設	141	3	77	0	0	0	0	0	0	0	0	45	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	266
	特定工場等	11	1	3	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	19
ニューマチックハンマー	特定施設	29	11	580	2	0	0	46	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	668
	特定工場等	7	3	3	2	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	16
コルゲートマシン	特定施設	1	0	0	1	0	0	0	0	0	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12
	特定工場等	1	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
合計	特定施設	80,035	5,977	4,464	3,616	5,437	1,785	4,995	2,975	1,067	3,548	2,343	3,823	320	1,425	2,778	944	3,169	130	908	0	0	1,563	4	108	2	138	131,554
	特定工場等	6,194	961	391	420	589	459	436	203	138	448	223	222	105	125	211	25	487	30	97	0	0	59	1	16	2	22	11,864

(注)1つの特定工場等に複数の異なる特定施設が設置される場合があるため、特定施設の種類の特定工場等数の和と特定工場等数の合計は必ずしも一致しません。

資料35 振動規制法に基づく規制基準等（令和7(2025)年12月末現在）

規制地域

京都市、福知山市（平成17年12月31日における福知山市の区域に限る。）、舞鶴市、綾部市、宇治市、宮津市、亀岡市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、南丹市（平成17年12月31日における園部町及び八木町の区域に限る。）、木津川市、大山崎町、久御山町、井手町、宇治田原町及び精華町の区域のうち、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に掲げる用途地域（久御山町以外の区域にあつては、工業専用地域を除く。）として定められた区域

○特定工場等において発生する振動の規制基準

		第1種区域		第2種区域					
		第1種低層住居専用地域	第2種低層住居専用地域	第1種中高層住居専用地域	第2種中高層住居専用地域	第1種住居地域	第2種住居地域	準住居地域	田園住居地域
		近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域 (久御山町の区域のものに限る。)			
昼間	午前8時～午後7時	60dB		65dB					
夜間	午後7時～午前8時	55dB		60dB					

(注) 学校、保育所、病院、診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲50メートルの区域内における規制基準は、当該各欄に定める当該値から5dBを減じた値（第1種区域の夜間を除く。）。

○特定建設作業に伴って発生する振動の規制基準

作業の種類	振動の大きさ	作業のできない時間		1日あたりの作業時間		同一場所における作業時間	作業日
		第1号区域	第2号区域	第1号区域	第2号区域		
くい打機を使用する作業	75dB	午後7時～翌日午前7時	午後10時～翌日午前6時	10時間	14時間	連続6日	日曜日その他の休日を除く日
くい抜機を使用する作業							
くい打くい抜機を使用する作業							
鋼球を使用して破壊する作業							
舗装版破砕機を使用する作業							
ブレーカーを使用する作業							

(注) 1 第1号区域とは、規制地域のうち、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域、商業地域及び準工業地域並びにこれらの地域以外の規制地域のうち、学校、保育所、病院、診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲80メートルの区域内をいい、第2号区域とは、規制地域のうち、第1号区域以外の区域をいう。
2 当該作業がその作業を開始した日に終わるものを除く。

○道路交通振動に係る要請限度

		第1種区域		第2種区域					
		第1種低層住居専用地域	第2種低層住居専用地域	第1種中高層住居専用地域	第2種中高層住居専用地域	第1種住居地域	第2種住居地域	準住居地域	田園住居地域
		近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域 (久御山町の区域のものに限る。)			
昼間	午前8時～午後7時	65dB		70dB					
夜間	午後7時～午前8時	60dB		65dB					

資料36 振動規制法に基づく特定施設の届出状況(令和7(2025)年3月末現在)

(単位 上段:台、下段:箇所)

		京都市	福知山市	舞鶴市	綾部市	宇治市	宮津市	亀岡市	城陽市	向日市	長岡京市	八幡市	京田辺市	京丹後市	南丹市	木津川市	大山崎町	久御山町	井手町	宇治田原町	笠置町	和束町	精華町	南山城村	京丹波町	伊根町	与謝野町	合計
金属加工機械	特定施設	1,707	34	86	801	670	0	665	66	30	132	64	3	0	3	16	53	414	1	169	0	0	82	0	0	0	0	4,996
	特定工場等	244	15	21	9	60	0	23	11	10	36	7	2	0	1	3	3	83	1	16	0	0	9	0	0	0	0	554
圧縮機	特定施設	1,671	108	281	154	351	64	421	82	309	136	41	56	0	120	454	228	460	32	250	0	0	423	0	0	0	0	5,641
	特定工場等	398	16	49	23	89	10	41	20	48	41	22	14	0	28	49	8	123	7	38	0	0	45	0	0	0	0	1,069
土石用破碎機等	特定施設	82	22	14	0	27	0	7	0	6	7	0	0	0	1	0	0	0	7	0	0	0	1	0	0	0	0	174
	特定工場等	20	12	4	0	7	0	1	0	1	4	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	52
織機	特定施設	7,592	0	0	0	26	0	73	0	0	6	0	0	0	8	269	0	0	0	0	0	0	8	0	0	0	0	7,982
	特定工場等	2,241	0	0	0	3	0	6	0	0	2	0	0	0	1	9	0	0	0	0	0	0	5	0	0	0	0	2,267
コンクリートブ ロックマシン等	特定施設	5	0	0	0	10	0	2	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	18
	特定工場等	1	0	0	0	2	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5
木材加工機械	特定施設	7	0	21	0	2	0	7	1	2	0	0	0	0	0	3	0	1	7	0	0	0	3	0	0	0	0	54
	特定工場等	7	0	4	0	1	0	6	1	1	0	0	0	0	0	2	0	1	3	0	0	0	2	0	0	0	0	28
印刷機械	特定施設	809	0	6	0	61	0	60	1	38	3	2	0	0	16	14	12	56	0	1	0	0	6	0	0	0	0	1,085
	特定工場等	221	0	3	0	9	0	18	1	1	2	1	0	0	2	5	2	13	0	1	0	0	4	0	0	0	0	283
ロール機	特定施設	1	0	0	21	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	37
	特定工場等	1	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7
合成樹脂射出 成形機	特定施設	292	0	1	28	289	0	113	23	100	35	12	0	0	43	32	139	142	0	19	0	0	60	0	0	0	0	1,328
	特定工場等	36	0	1	3	18	0	2	4	3	6	1	0	0	1	3	2	17	0	4	0	0	4	0	0	0	0	105
鋳造機	特定施設	26	0	0	14	13	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	17	5	0	0	0	0	0	0	0	75
	特定工場等	10	0	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	1	0	0	0	0	0	0	0	22
合計	特定施設	12,192	164	409	1,018	1,449	64	1,348	173	485	320	119	59	0	191	796	439	1,073	64	444	0	0	583	0	0	0	0	21,390
	特定工場等	3,179	43	82	41	191	10	98	37	64	92	31	16	0	34	72	16	237	19	60	0	0	70	0	0	0	0	4,392

資料37 京都府環境を守り育てる条例に基づく振動の特定施設の届出状況(令和7(2025)年3月末現在)

(単位 上段:台、下段:箇所)

		京都市	福知山市	舞鶴市	綾部市	宇治市	宮津市	亀岡市	城陽市	向日市	長岡京市	八幡市	京田辺市	京丹後市	南丹市	木津川市	大山崎町	久御山町	井手町	宇治田原町	笠置町	和束町	精華町	南山城村	京丹波町	伊根町	与謝野町	合計
金属加工機械	特定施設	406	375	56	557	23	1	280	30	9	23	121	442	6	25	47	13	162	10	232	0	0	31	0	0	0	8	2,857
	特定工場等	151	55	26	41	13	1	34	15	1	10	28	16	5	5	15	6	39	4	27	0	0	1	0	0	0	2	495
圧縮機	特定施設	85	764	72	169	0	3	31	47	0	1	31	952	54	61	3	1	9	0	259	0	0	19	4	17	0	48	2,630
	特定工場等	19	48	12	40	0	1	4	15	0	0	14	68	20	8	2	1	2	0	35	0	0	4	1	3	0	14	312
粉砕機	特定施設	694	196	162	20	234	48	170	30	3	11	26	93	58	16	14	85	38	14	12	0	0	5	0	4	0	1	1,934
	特定工場等	157	40	32	10	31	2	15	10	2	6	9	16	13	9	7	5	18	2	3	0	0	3	0	1	0	1	392
織機	特定施設	0	31	0	0	0	1,081	0	0	0	0	0	0	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12	1,130
	特定工場等	0	11	0	0	0	350	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	363
バッチャー プラント	特定施設	17	5	10	0	5	0	8	1	7	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	57
	特定工場等	15	5	8	0	4	0	8	1	1	1	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	45
コンクリート ブロックマシン	特定施設	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	19	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	21
	特定工場等	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6
木材加工機械	特定施設	0	4	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	7
	特定工場等	0	4	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	7
冷凍機	特定施設	28,916	825	690	186	2,003	61	787	887	219	1,324	406	458	3	169	603	318	690	0	23	0	0	450	0	0	0	7	39,025
	特定工場等	3,165	90	143	33	265	12	139	102	38	92	50	36	2	21	44	13	85	0	5	0	0	22	0	0	0	1	4,358
遠心分離機	特定施設	7	12	1	2	2	1	5	2	0	4	5	0	0	0	0	0	9	17	0	0	0	0	0	0	0	0	67
	特定工場等	6	4	1	1	1	1	3	1	0	2	1	0	0	0	0	0	3	2	0	0	0	0	0	0	0	0	26
ニューマチック ハンマー	特定施設	25	11	580	2	0	0	24	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	642
	特定工場等	3	3	3	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	11
コルゲート マシン	特定施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	11
	特定工場等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2
原石切断機	特定施設	1	0	0	0	0	5	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10
	特定工場等	1	0	0	0	0	5	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7
印刷機械	特定施設	6	34	0	0	0	16	2	0	0	0	3	14	0	0	0	0	0	0	17	0	0	1	0	0	0	0	93
	特定工場等	2	3	0	0	0	3	2	0	0	0	2	2	0	0	0	0	0	0	4	0	0	1	0	0	0	0	19
ロール機	特定施設	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
	特定工場等	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
合成樹脂用 射出形成機	特定施設	0	58	1	35	0	0	1	4	0	0	0	49	11	0	0	0	0	5	0	0	1	0	0	0	0	0	165
	特定工場等	0	9	1	11	0	0	1	1	0	0	0	5	1	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	31
鋳型造型機	特定施設	0	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8
	特定工場等	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
合計	特定施設	30,157	2,321	1,572	971	2,267	1,217	1,313	1,003	238	1,375	592	2,013	139	290	667	417	908	42	548	0	0	507	4	22	0	76	48,659
	特定工場等	3,437	271	194	132	313	375	191	132	42	109	91	118	43	31	65	18	134	9	43	0	0	25	1	5	0	19	5,798

(注)1つの特定工場等に複数の異なる特定施設が設置される場合があるため、特定施設の種類ごとの特定工場等数の和と特定工場等数の合計は必ずしも一致しません。

資料38 悪臭防止法に基づく規制基準（令和7(2025)年12月末現在）

規制地域

京都市、福知山市、舞鶴市、綾部市、宇治市、宮津市、亀岡市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、京丹後市、南丹市、木津川市、大山崎町、久御山町、井手町、宇治田原町、笠置町、和束町、精華町、南山城村、京丹波町及び与謝野町

(注) 京都市にあつては都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条に規定する市街化区域及び市街化調整区域に、亀岡市及び南丹市（平成17年12月31日における園部町及び八木町の区域に限る。）にあつては市街化区域に、京丹後市にあつては平成16年3月31日における大宮町の区域に、京丹波町にあつては平成17年10月10日における丹波町及び瑞穂町の区域に限る。

① 敷地境界における規制基準

単位：ppm

特定悪臭物質の種類	許 容 限 度	
	A 地 域	B 地 域
ア ン モ ニ ア	1	5
メ チ ル メ ル カ プ タ ン	0.002	0.01
硫 化 水 素	0.02	0.2
硫 化 メ チ ル	0.01	0.2
二 硫 化 メ チ ル	0.009	0.1
ト リ メ チ ル ア ミ ン	0.005	0.07
ア セ ト ア ル デ ヒ ド	0.05	0.5
プ ロ ピ オ ン ア ル デ ヒ ド	0.05	0.5
ノ ル マ ル ブ チ ル ア ル デ ヒ ド	0.009	0.08
イ ソ ブ チ ル ア ル デ ヒ ド	0.02	0.2
ノ ル マ ル バ レ ル ア ル デ ヒ ド	0.009	0.05
イ ソ バ レ ル ア ル デ ヒ ド	0.003	0.01
イ ソ ブ タ ノ ー ル	0.9	20
酢 酸 エ チ ル	3	20
メ チ ル イ ソ ブ チ ル ケ ト ン	1	6
ト ル エ ン	10	60
ス チ レ ン	0.4	2
キ シ レ ン	1	5
プ ロ ピ オ ン 酸	0.03	0.2
ノ ル マ ル 酪 酸	0.001	0.006
ノ ル マ ル 吉 草 酸	0.0009	0.004
イ ソ 吉 草 酸	0.001	0.01

- 備考 1 A地域とは、規制地域のうちB地域以外の区域をいう。
 2 B地域とは、規制地域のうち農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第6条の規定により農業振興地域として指定された地域及び国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第9条の規定により森林地域として定められた地域（都市計画法第7条第2項に規定する市街化区域にあるものを除く。）をいう。
 3 京都市については、規制地域全域に上記A地域の許容限度と同一の許容限度を設定している。

② 排出口における規制基準

①の規制基準の値を基礎として悪臭防止法施行規則第3条に規定する方法により算出して得た流量

③ 排出水に係る規制基準

①の規制基準の値を基礎として悪臭防止法施行規則第4条に規定する方法により算出して得た濃度

資料39 京都府環境を守り育てる条例に基づく悪臭の特定施設の届出状況(令和7(2025)年3月末現在)

(単位 上段:台、下段:箇所)

		京都市	福知山市	舞鶴市	綾部市	宇治市	宮津市	亀岡市	城陽市	向日市	長岡京市	八幡市	京田辺市	京丹後市	南丹市	木津川市	大山崎町	久御山町	井手町	宇治田原町	笠置町	和束町	精華町	南山城村	京丹波町	伊根町	与謝野町	合計			
飼料、肥料又はにかわの製造の用に供する施設	原料置場	特定施設	11	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	15	
		特定工場等	6	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10
	蒸解施設	特定施設	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
		特定工場等	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
	乾燥施設	特定施設	6	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8
		特定工場等	5	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7
	小計	特定施設	20	0	1	0	0	0	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	26
		特定工場等	9	0	1	0	0	0	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	15
豚200頭以上又は鶏10,000羽以上の飼養の用に供する飼料調理施設	特定施設	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	
	特定工場等	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	
鶏10,000羽分以上のふんの処理の用に供する乾燥施設	特定施設	0	0	3	0	0	0	0	3	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	
	特定工場等	0	0	1	0	0	0	0	3	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	
合計	特定施設	24	0	4	0	0	0	0	8	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	38	
	特定工場等	10	0	2	0	0	0	0	8	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	21	

(注)1つの特定工場等に複数の異なる特定施設が設置される場合があるため、特定施設の種類ごとの特定工場等数の和と特定工場等数の小計、合計は必ずしも一致しません。

資料40 道路に面する地域（自動車騒音）測定結果（令和6（2024）年度）

連番号	道路名	測定地点	測定年月日		車線数	環境基準	近接空間特例	測定位置(m)		等価騒音レベル(dB)						備考
			開始	終了				車道端からの距離	地上からの高さ	昼間*1	対環境基準値*2	対要請限度*3	夜間*1	対環境基準値*2	対要請限度*3	
1	一般国道1号	京都市東山区芳野町	R6.10.9	R6.10.10	8	C	有	6.3	1.2	67	○	○	64	○	○	
2	一般国道9号	京都市下京区中堂寺壬生川町	R6.9.24	R6.9.25	8	C	有	6.3	1.2	69	○	○	66	×	○	
3	一般国道9号	京都市右京区西京極新明町	R6.10.1	R6.10.2	4	C	有	2.4	1.2	68	○	○	65	○	○	
4	一般国道24号	京都市下京区大坂町	R6.10.1	R6.10.2	4	C	有	6.1	1.2	67	○	○	62	○	○	
5	一般国道162号	京都市右京区西院西貝川町	R6.9.24	R6.9.25	2	C	有	3.5	1.2	68	○	○	64	○	○	
6	一般国道171号	京都市南区唐橋羅城門町	R6.9.24	R6.9.25	4	C	有	6.2	1.2	68	○	○	63	○	○	
7	一般国道367号	京都市下京区玉津島町	R6.10.1	R6.10.2	4	C	有	7.1	1.2	66	○	○	61	○	○	
8	一般国道367号	京都市上京区観三橋町	R6.9.26	R6.9.27	4	A	有	2.5	1.2	67	○	○	62	○	○	
9	一般国道367号	京都市上京区柳凵子町	R6.9.26	R6.9.27	4	C	有	3.4	1.2	67	○	○	61	○	○	
10	一般国道367号	京都市左京区山端川端町	R6.9.26	R6.9.27	2	A	有	1.8	1.2	66	○	○	60	○	○	
11	一般国道478号	京都市伏見区淀際目町	R6.9.30	R6.10.1	2	C	有	11.6	1.2	59	○	○	55	○	○	
12	府道大津淀線	京都市伏見区深草東伊達町	R6.9.30	R6.10.1	2	A	有	2.5	1.2	67	○	○	61	○	○	
13	府道二条停車場東山三条線	京都市中京区一之船入町	R6.10.1	R6.10.2	4	C	有	15.3	1.2	62	○	○	58	○	○	
14	府道二条停車場東山三条線	京都市東山区三町目	R6.10.1	R6.10.2	2	C	有	4.2	1.2	68	○	○	65	○	○	
15	府道京都広河原美山線	京都市北区紫野下鳥田町	R6.9.26	R6.9.27	4	B	有	3.6	1.2	70	○	○	64	○	○	
16	府道京都広河原美山線	京都市北区西賀茂山/森町	R6.9.26	R6.9.27	2	A	有	2.5	1.2	67	○	○	62	○	○	
17	市道京都環状線	京都市左京区吉田近衛町	R6.9.26	R6.9.27	4	A	有	4.1	1.2	68	○	○	63	○	○	
18	市道京都環状線	京都市北区紫野花/坊町	R6.9.26	R6.9.27	4	B	有	6.2	1.2	67	○	○	61	○	○	
19	市道京都環状線	京都市南区東九条南河辺町	R6.9.24	R6.9.25	4	C	有	4.2	1.2	67	○	○	61	○	○	
20	府道渋谷山科停車場線	京都市東山区上馬町	R6.10.9	R6.10.10	2	C	有	2.4	1.2	66	○	○	60	○	○	
21	府道四ノ宮四ツ塚線	京都市山科区四ノ宮神田町	R6.10.9	R6.10.10	2	C	有	3.9	1.2	66	○	○	63	○	○	
22	市道御池通	京都市中京区西ノ京南原町	R6.10.12	R6.10.13	4	C	有	3.8	1.2	67	○	○	61	○	○	
23	市道大宮通	京都市下京区門前町	R6.9.24	R6.9.25	4	C	有	3.9	1.2	69	○	○	65	○	○	
24	市道塩小路通	京都市下京区南不動堂町	R6.9.24	R6.9.25	4	C	有	7.6	1.2	67	○	○	62	○	○	
25	市道外環状線	京都市伏見区羽束師菱川町	R6.9.30	R6.10.1	4	C	有	5.8	1.2	70	○	○	67	×	○	
26	市道油小路通	京都市南区西九条東柳/内町	R6.9.24	R6.9.25	4	C	有	4.7	1.2	69	○	○	66	×	○	
27	市道油小路通	京都市南区上鳥羽鉾立町	R6.9.30	R6.10.1	6	C	有	7.1	1.2	68	○	○	62	○	○	
28	市道油小路通	京都市伏見区竹田田中宮町	R6.9.30	R6.10.1	4	C	有	8.8	1.2	68	○	○	63	○	○	
29	市道油小路通	京都市伏見区毛利町	R6.9.30	R6.10.1	4	C	有	11.6	1.2	67	○	○	63	○	○	
30	市道油小路通	京都市伏見区横大路下三栖辻堂町	R6.9.30	R6.10.1	4	C	有	8.1	1.2	70	○	○	64	○	○	
31	市道八条通	京都市南区東九条西岩本町	R6.10.1	R6.10.2	4	A	有	3.8	1.2	63	○	○	58	○	○	
32	市道葛野大路通	京都市右京区山ノ内苗町	R6.9.24	R6.9.25	4	C	有	3.3	1.2	67	○	○	61	○	○	
33	市道向日町上鳥羽線	京都市南区上鳥羽山/本町	R6.9.30	R6.10.1	4	B	有	4.5	1.2	70	○	○	64	○	○	
34	市道後院通(後院通)	中京区壬生朱雀町	R6.9.26	R6.9.27	2	C	無	2.4	1.2	68	×	○	64	×	○	
35	市道大石道(大石道)	山科区西野山射庭/上町	R6.10.9	R6.10.10	2	A	無	2.6	1.2	67	×	○	63	×	○	
36	市道外環状線(京都外環状線)	山科区東野北井ノ上町	R6.10.9	R6.10.10	2	C	無	3.3	1.2	66	×	○	62	×	○	
37	市道六地藏竹田線	伏見区深草西浦町8丁目	R6.9.30	R6.10.1	2	B	無	3.4	1.2	66	×	○	62	×	○	
38	市道福知山綾部線	福知山市宇土師	R6.12.25	R6.12.26	2	B	有	5.8	1.2	63	○	○	56	○	○	※
39	府道福知山綾部線	福知山市石原	R6.12.25	R6.12.26	2	B	有	1.0	1.2	69	○	○	64	○	○	※
40	一般国道27号	舞鶴市宇北吸	R6.9.25	R6.9.26	4	B	有	6.6	1.6	67	○	○	64	○	○	
41	一般国道27号	舞鶴市宇浜	R6.9.26	R6.9.27	2	C	有	6.0	1.6	69	○	○	66	×	○	
42	一般国道175号	舞鶴市宇寺内	R6.9.18	R6.9.19	2	C	有	5.0	1.6	69	○	○	64	○	○	
43	主要地方道舞鶴和知線	舞鶴市北浜町	R6.10.1	R6.10.2	2	C	有	5.1	1.5	62	○	○	55	○	○	
44	主要地方道舞鶴和知線	舞鶴市宇行永	R6.10.10	R6.10.11	2	B	有	5.7	1.5	62	○	○	56	○	○	
45	府道小倉西舞鶴線	舞鶴市宇福来	R6.9.19	R6.9.20	2	C	有	2.5	1.5	72	×	○	65	○	○	
46	府道大津宇治線	宇治市六地藏町並内マンション	R7.3.5	R7.3.6	2	B	有	1.3	1.3	62	○	○	60	○	○	
47	府道城陽宇治線	宇治市大久保町久保内事業所	R7.3.5	R7.3.6	2	B	有	2.0	1.3	67	○	○	62	○	○	
48	府道宇治淀線	宇治市大久保町田原内事業所	R7.1.22	R7.1.23	2	C	有	1.5	1.2	67	○	○	64	○	○	

一連番号	道路名	測定地点	測定年月日		車線数	環境基準	近接空間特例	測定位置(m)		等価騒音レベル(dB)						備考
			開始	終了				車道端からの距離	地上からの高さ	昼間*1	対環境基準値*2	対要請限度*3	夜間*1	対環境基準値*2	対要請限度*3	
49	府道京都宇治線	宇治市木幡南端5	R7.3.6	R7.3.7	2	B	有	10.0	1.0	65	○	○	60	○	○	
50	府道京都宇治線	宇治市菟道大垣内53-14	R7.2.6	R7.2.7	4	B	有	6.0	1.0	64	○	○	58	○	○	
51	市道宇治白川線	宇治市宇治琵琶33	R7.1.8	R7.1.9	2	B	無	6.0	2.0	63	○	○	57	○	○	
52	府道八幡宇治線	宇治市伊勢田町井尻58	R7.1.21	R7.1.22	2	C	有	4.0	1.0	62	○	○	56	○	○	
53	府道城陽宇治線	宇治市伊勢田町大谷19	R7.1.21	R7.1.22	2	B	有	11.0	1.0	62	○	○	59	○	○	
54	府道宇治淀線	宇治市大久保町田原1	R7.1.22	R7.1.23	2	C	有	8.0	1.0	67	○	○	64	○	○	
55	市道西田熊小路線	宇治市木幡熊小路19	R7.1.29	R7.1.30	2	C	無	19.0	1.0	58	○	○	54	○	○	
56	府道城陽宇治線	宇治市槇島町一ノ坪8	R7.1.9	R7.1.10	2	C	有	5.0	1.0	63	○	○	61	○	○	
57	市道宇治橋若森線	宇治市宇治里尻81	R7.2.6	R7.2.7	2	C	無	4.0	1.0	63	○	○	58	○	○	
58	府道宇治小倉停車場線	宇治市宇治蔭山6	R7.1.30	R7.1.31	2	C	有	5.0	1.0	58	○	○	54	○	○	
59	府道大津南郷宇治線	宇治市宇治塔川	R7.1.8	R7.1.9	2	B	有	3.0	1.0	58	○	○	51	○	○	
60	国道24号	宇治市伊勢田町西遊田90	R7.1.23	R7.1.24	4	C	有	5.0	1.0	69	○	○	66	×	○	
61	市道下居大久保線	宇治市琵琶台1丁目8-4	R7.1.30	R7.1.31	2	A	無	4.0	2.0	64	×	○	57	×	○	
62	一般国道9号	亀岡市篠町王子	R7.3.5	R7.3.6	2	B	有	3.6	1.2	68	○	○	65	○	○	
63	一般国道9号	亀岡市古世町3丁目15	R7.3.5	R7.3.6	2	B	有	2.5	1.2	71	×	○	68	×	○	
64	市道篠ヲツ 9号線	亀岡市篠町野条	R7.3.5	R7.3.6	4	A	有	4.0	1.2	62	○	○	52	○	○	
65	一般国道24号	城陽市久世荒内	R6.11.19	R6.11.20	4	C	有	4.1	1.2	70	○	○	67	×	○	
66	一般国道城陽宇治線	城陽市平川古宮	R6.11.19	R6.11.20	2	B	有	2.5	1.2	67	○	○	64	○	○	
67	府道山城総合運動公園城陽線	城陽市寺田大川原	R6.11.19	R6.11.20	2	A	有	4.4	1.2	69	○	○	61	○	○	
68	府道富野荘八幡線	城陽市富野堀口	R6.11.19	R6.11.20	2	B	有	3.3	1.2	63	○	○	56	○	○	
69	一般国道24号	城陽市富野南清水	R6.11.19	R6.11.20	2	B	有	2.0	1.2	71	×	○	69	×	○	
70	一般国道307号	城陽市市辺白坂	R6.11.19	R6.11.20	2	C	有	3.1	1.2	71	×	○	68	×	○	
71	一般国道西京高槻線	向日市物集女町	R6.12.12	R6.12.13	2	B	有	2.8	1.2	68	○	○	62	○	○	
72	府道西京高槻線	向日市寺戸町	R6.12.12	R6.12.13	2	B	有	3.6	1.2	66	○	○	60	○	○	
73	府道西京高槻線	向日市上植野町	R6.12.12	R6.12.13	2	B	有	3.4	1.2	68	○	○	64	○	○	
74	府道西京高槻線	向日市上植野町	R6.12.12	R6.12.13	4	B	有	4.0	1.2	64	○	○	57	○	○	
75	府道西京高槻線	長岡京市柴の里	R6.11.14	R6.11.15	4	C	有	5.0	1.2	61	○	○	54	○	○	
76	府道西京高槻線	長岡京市神足3丁目	R6.11.14	R6.11.15	2	B	有	3.2	1.2	63	○	○	57	○	○	
77	一般国道171号	長岡京市神足麦生11	R6.12.4	R6.12.5	4	C	有	35.0	2.0	59	○	○	56	○	○	
78	一般国道171号	長岡京市城の里13	R6.11.12	R6.11.13	4	B	有	19.0	2.0	65	○	○	61	○	○	
79	府道大山崎大枝線	長岡京市天神4丁目3-30	R6.12.10	R6.12.11	2	A	有	0.0	3.0	62	○	○	54	○	○	
80	府道大山崎大枝線	長岡京市花山1丁目63	R6.11.25	R6.11.26	2	A	有	0.0	2.0	72	×	○	64	○	○	
81	府道伏見柳谷高槻線	長岡京市馬場見走り17-5	R6.11.12	R6.11.13	2	C	有	0.0	2.0	64	○	○	57	○	○	
82	府道奥海印寺納所線	長岡京市久貝3丁目4-5	R6.12.4	R6.12.5	2	B	有	0.0	3.0	69	○	○	61	○	○	
83	府道西京高槻線	長岡京市神足3丁目4-10	R6.12.18	R6.12.19	2	B	有	1.0	3.0	62	○	○	55	○	○	
84	府道中山向日線	長岡京市滝ノ町2丁目5-9	R6.11.7	R6.11.8	2	B	有	0.0	3.0	68	○	○	61	○	○	
85	府道西京高槻線	長岡京市野添1丁目17-29	R6.11.5	R6.11.6	4	B	有	0.0	3.0	65	○	○	58	○	○	
86	市道0102線	長岡京市八条が丘2丁目5	R6.11.25	R6.11.26	4	A	有	3.0	3.0	68	○	○	60	○	○	
87	府道奥海印寺納所線	長岡京市高台1丁目1-2	R6.12.2	R6.12.3	2	A	有	3.0	3.0	61	○	○	51	○	○	
88	府道奥海印寺納所線	長岡京市調子2丁目6-6	R6.12.18	R6.12.19	2	B	有	0.0	3.0	66	○	○	59	○	○	
89	市道2184号線	長岡京市下海印寺下内田	R6.12.10	R6.12.11	2	B	無	31.0	3.0	67	×	○	61	×	○	
90	市道2184号線	長岡京市下海印寺方丸	R6.12.2	R6.12.3	2	B	無	0.0	3.0	62	○	○	54	○	○	
91	京都縦貫自動車道	長岡京市奥海印寺荒堀	R6.12.18	R6.12.19	4	X	有	22.0	1.0	56	○	○	47	○	○	
92	府道八幡木津線	八幡市上奈良城垣内	R6.10.16	R6.10.17	2	X	有	0.5	1.2	70	○	○	66	×	○	
93	府道橋本南山線	八幡市男山泉	R6.10.16	R6.10.17	2	A	無	4.0	1.0	63	×	○	60	×	○	
94	市道西山下奈良線	八幡市男山笹谷	R6.10.30	R6.10.31	2	A	無	3.0	1.0	56	○	○	50	○	○	
95	市道山手幹線	八幡市欽明台西	R6.11.12	R6.11.13	2	A	無	3.0	1.0	66	×	○	61	×	○	
96	市道八幡城陽線	八幡市八幡女郎花	R6.10.9	R6.10.10	2	B	無	4.0	1.0	65	○	○	61	×	○	
97	一般国道307号	京田辺市田辺西川原	R7.2.17	R7.2.18	2	B	有	6.2	1.5	69	○	○	65	○	○	
98	府道生駒井手線	京田辺市打田宮本	R7.2.17	R7.2.18	2	X	有	1.7	1.5	62	○	○	54	○	○	

一連番号	道路名	測定地点	測定年月日		車線数	環境基準	近接空間特例	測定位置(m)		等価騒音レベル(dB)						備考
			開始	終了				車道端からの距離	地上からの高さ	昼間*1	対環境基準値*2	対要請限度*3	夜間*1	対環境基準値*2	対要請限度*3	
99	府道網野峰山線	京丹後市峰山町室	R6.10.15	R6.10.16	2	X	有	1.7	1.2	66	○	○	56	○	○	
100	一般国道9号	南丹市八木町玉ノ井	R7.1.21	R7.1.22	2	B	有	2.2	1.2	70	○	○	65	○	○	
101	一般国道24号	木津川市山城町上狛	R6.11.21	R6.11.22	2	X	有	4.2	1.2	68	○	○	67	×	○	
102	一般国道163号	木津川市相楽	R6.11.21	R6.11.22	2	X	有	4.0	1.2	65	○	○	63	○	○	
103	一般国道八幡木津線	木津川市相楽台2丁目	R6.11.21	R6.11.22	2	A	有	4.2	1.2	69	○	○	61	○	○	
104	府道八幡木津線	木津川市吐師	R6.11.21	R6.11.22	2	B	有	4.0	1.2	69	○	○	63	○	○	
105	府道天理加茂木津線	木津川市南加茂台2丁目2	R6.11.21	R6.11.22	2	A	有	3.7	1.2	58	○	○	49	○	○	
106	府道天理加茂木津線	木津川市加茂町里	R6.11.21	R6.11.22	2	B	有	3.4	1.2	62	○	○	53	○	○	
107	府道枚方山城線	木津川市山城町平尾	R6.11.21	R6.11.22	2	B	有	3.2	1.2	65	○	○	56	○	○	
108	府道宇治木屋線	宇治市原町浄水場	R6.11.12	R6.11.13	2	X	有	1.3	1.2	69	○	○	64	○	○	※
109	府道宇治田原大石東線	禅定寺駐車場	R6.11.12	R6.11.13	2	X	有	2.3	1.2	69	○	○	66	×	○	※
110	府道上狛城陽線	フレッシュハースール井手店	R6.12.9	R6.12.10	2	X	有	3.1	1.2	68	○	○	62	○	○	※
111	府道八幡宇治線	玉田神社	R6.11.7	R6.11.8	2	X	有	0.8	1.2	69	○	○	64	○	○	※
112	府道八幡宇治線	久御山町市田北浦65番地付近	R6.11.28	R6.11.29	2	C	有	0.5	1.2	69	○	○	67	×	○	
113	一般国道24号	久御山町栄3丁目栄南公園東付近	R6.11.28	R6.11.29	4	C	有	7.3	1.2	70	○	○	66	×	○	
114	府道宇治淀線	久御山町佐山双置64番地付近	R6.11.28	R6.11.29	2	B	有	1.3	1.2	69	○	○	66	×	○	
115	一般国道478号	久御山町相島付近	R6.11.28	R6.11.29	2	X	有	9.7	1.2	59	○	○	56	○	○	
116	府道宇治淀線	久御山町藤和田村西8番地11付近	R6.11.28	R6.11.29	2	B	有	1.2	1.2	69	○	○	67	×	○	
117	一般国道163号	元JAやましろ愛菜館	R6.10.10	R6.10.11	2	X	有	14.1	1.2	60	○	○	57	○	○	※
118	府道生駒精華線	学研都市病院	R6.10.10	R6.10.11	4	C	有	8.3	1.2	62	○	○	57	○	○	※
119	一般国道24号(京奈和自動車道)	相楽郡精華町精華台1丁目	R6.10.9	R6.10.10	2	A	有	24.8	1.2	58	○	○	48	○	○	※
120	一般国道24号(京奈和自動車道)	相楽郡精華町山田下川原	R6.10.9	R6.10.10	2	X	有	0.0	1.2	55	○	○	44	○	○	※
121	府道奈良精華線	相楽郡精華町大字乾谷長谷	R6.10.9	R6.10.10	4	X	有	5.2	1.2	65	○	○	57	○	○	※
122	府道相楽台桜が丘線	相楽郡精華町桜が丘	R6.10.9	R6.10.10	2	A	有	4.2	1.2	65	○	○	55	○	○	※
123	一般国道27号	(株)コ-ヨ化学研究所	R6.9.2	R6.9.3	2	X	有	4.8	1.8	65	○	○	59	○	○	※
124	一般国道312号	ゴタイトラック野田川店	R6.5.22	R6.5.23	2	X	有	1.7	1.2	60	○	○	58	○	○	※
125	一般国道312号(山陰近畿自動車道)	一般国道312号(山陰近畿自動車道)	R6.5.15	R6.5.16	2	X	有	2.8	1.2	67	○	○	59	○	○	※

(注) 備考欄※は府が測定。それ以外は各市が測定。

*1 昼間：午前6時～午後10時、夜間：午後10時～翌日の午前6時

*2 環境基準の適用がない地点については、B類型として評価。

*3 要請限度の適用がない地点については、b区域として評価。

資料41 道路交通振動測定結果（令和6（2024）年度）

番号	市町名	道路名	測定場所	車線数	区域区分	振動レベル L10 (dB)			
						昼間*1	対要請限度	夜間*1	対要請限度
					*2				
1	京都市	一般国道1号(五条通)	京都市東山区芳野町	8	2	46	○	42	○
2		一般国道9号(五条通)	京都市下京区中堂寺壬生川町	8	2	38	○	33	○
3		一般国道9号(五条通)	京都市右京区西京極新明町	4	2	31	○	27	○
4		一般国道24号(烏丸通)	京都市下京区大坂町	4	2	34	○	29	○
5		一般国道162号(天神川通)	京都市右京区西院西貝川町	2	2	27	○	25	○
6		一般国道171号(九条通)	京都市南区唐橋羅城門町	4	2	30	○	28	○
7		一般国道367号(烏丸通)	京都市下京区玉津島町	4	2	42	○	35	○
8		一般国道367号(烏丸通)	京都市上京区観三橋町	4	1	34	○	28	○
9		一般国道367号(烏丸通)	京都市上京区柳凵子町	4	2	28	○	25	○
10		一般国道367号(川端通)	京都市左京区山端川端町	2	1	35	○	28	○
11		一般国道478号	京都市伏見区淀際目町	2	2	42	○	40	○
12		府道大津淀線(大岩街道)	京都市伏見区深草東伊達町	2	1	46	○	38	○
13		府道二条停車場東山三条線(御池通)	京都市中京区一之船入町	4	2	34	○	28	○
14		府道二条停車場東山三条線(三条通)	京都市東山区三町目	2	2	41	○	37	○
15		府道京都広河原美山線(堀川通)	京都市北区紫野下鳥田町	4	1	31	○	27	○
16		府道京都広河原美山線(加茂街道)	京都市北区西賀茂山ノ森町	2	1	34	○	27	○
17		市道京都環状線(東大路通)	京都市左京区吉田近衛町	4	1	41	○	34	○
18		市道京都環状線(北大路通/西大路通)	京都市北区紫野花ノ坊町	4	1	30	○	26	○
19		市道京都環状線(十条通/鳥羽通)	京都市南区東九条南河辺町	4	2	42	○	33	○
20		府道渋谷山科停車場線(渋谷街道・渋谷越)	京都市東山区上馬町	2	2	38	○	29	○
21		府道四ノ宮四ツ塚線(三条通)	京都市山科区四ノ宮神田町	2	2	29	○	28	○
22		市道御池通(御池通)	京都市中京区西ノ京南原町	4	2	36	○	29	○
23		市道後院通(後院通)	京都市中京区壬生朱雀町	2	2	36	○	29	○
24		市道大宮通(大宮通)	京都市下京区門前町	4	2	35	○	31	○
25		市道塩小路通(塩小路通)	京都市下京区南不動堂町	4	2	44	○	38	○
26		市道大石道(大石道)	京都市山科区西野山射庭ノ上町	2	1	38	○	32	○
27		市道外環状線(京都外環状線)	京都市山科区東野北井ノ上町	2	2	37	○	30	○
28		市道外環状線(京都外環状線)	京都市伏見区羽東師菱川町	4	2	40	○	36	○
29		市道油小路通(油小路通)	京都市南区西九条東柳ノ内町	4	2	33	○	28	○
30		市道油小路通(油小路通)	京都市南区上鳥羽鉢立町	6	2	43	○	35	○
31		市道油小路通(油小路通)	京都市伏見区竹田田中宮町	4	2	38	○	32	○
32		市道油小路通(油小路通)	京都市伏見区毛利町	4	2	35	○	29	○
33		市道油小路通(油小路通)	京都市伏見区横大路下三栖辻堂町	4	2	36	○	32	○
34		市道八条通(八条通)	京都市南区東九条西岩本町	4	2	35	○	31	○
35		市道葛野大路通(葛野大路通)	京都市右京区山ノ内苗町	4	2	33	○	28	○
36		市道向日町上鳥羽線	京都市南区上鳥羽山ノ本町	4	1	50	○	42	○
37		市道六地藏竹田線	京都市伏見区深草西浦町8丁目	2	1	43	○	39	○
38	舞鶴市	国道175号	舞鶴市字寺内4-13	2	2	48	○	46	○
39		国道27号	舞鶴市字北田辺170-6	4	2	48	○	41	○
40		府道小倉西舞鶴線	舞鶴市字南田辺84	2	2	44	○	42	○
41		国道27号	舞鶴市字上安612	4	1	41	○	36	○
42		国道27号	舞鶴市字余部上292	4	2	47	○	40	○
43		国道27号	舞鶴市字北吸729	2	2	38	○	37	○
44		国道27号	舞鶴市字溝尻81-5	2	2	37	○	34	○
45		国道27号	舞鶴市字市場28	2	2	38	○	32	○

番号	市町名	道路名	測定場所	車線数	区域区分	振動レベル L10 (dB)			
						昼間 *1	対要請 限度	夜間 *1	対要請 限度
46	宇治市	府道京都宇治線	宇治市木幡南端5	2	1	38	○	36	○
47		府道京都宇治線	宇治市菟道大垣内53-14	4	1	29	○	27	○
48		市道宇治白川線	宇治市宇治琵琶33	2	1	37	○	30	○
49		府道八幡宇治線	宇治市伊勢田町井尻58	2	2	39	○	39	○
50		府道城陽宇治線	宇治市伊勢田町大谷19	2	1	32	○	33	○
51		府道宇治淀線	宇治市大久保町田原1	2	2	46	○	42	○
52		市道西田熊小路線	宇治市木幡熊小路19	2	2	41	○	38	○
53		府道城陽宇治線	宇治市榎島町一ノ坪8	2	2	49	○	47	○
54		市道宇治橋若森線	宇治市宇治里尻81	2	2	39	○	38	○
55		府道宇治小倉停車場線	宇治市宇治蔭山6	2	2	25	○	21	○
56		府道大津南郷宇治線	宇治市宇治塔川	2	1	39	○	32	○
57		国道24号	宇治市伊勢田町西遊田90	4	2	46	○	44	○
58		市道下居大久保線	宇治市琵琶台1丁目8-4	2	1	30	○	31	○
59		城陽市	一般国道24号	城陽市久世荒内309	4	2	45	○	42
60	一般国道24号		城陽市富野南清水69-4	2	1	48	○	43	○
61	一般国道307号		城陽市市辺白坂4	2	2	39	○	34	○
62	府道城陽宇治線		城陽市平川古宮8	2	1	28	○	27	○
63	府道富野荘八幡線		城陽市富野堀口2-1	2	1	43	○	32	○
64	府道山城運動公園城陽線	城陽市寺田大川原45-2	2	1	37	○	29	○	
65	八幡市	市道橋本南山線	八幡市男山泉	2	1	34	○	29	○
66		市道西山下奈良線	八幡市男山笹谷	2	1	33	○	26	○
67		市道山手幹線	八幡市欽明台西	2	1	42	○	37	○
68		市道八幡城陽線	八幡市八幡女郎花	2	1	29	○	26	○
69	京田辺市	市道新田辺駅前線	京田辺市田辺明田	2	1	43	○	37	○
70		市道三山木線	京田辺市大住ヶ丘4丁目	2	1	42	○	40	○
71		市道興戸三山木線	京田辺市興戸犬伏	2	1	43	○	40	○
72	木津川市	一般国道24号線(京奈和自動車道)	木津川市木津川台2丁目	2	1	43	○	31	○
73	久御山町	府道八幡宇治線	久御山町市田北浦65番地付近	2	2	44	○	40	○
74		一般国道24号	久御山町栄3丁目栄南公園東付近	4	2	46	○	43	○
75		府道宇治淀線	久御山町佐山双置64番地付近	2	1	43	○	41	○
76		一般国道478号	久御山町相島付近	2	-	37	-	36	-
77		府道宇治淀線	久御山町藤和田村西8番地11付近	2	1	46	○	44	○

(注) 各市町において測定を実施。

*1 昼間： 午前8時～午後7時、夜間：午後7時～翌日の午前8時

*2 区域区分： 1は第1種区域

(第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、田園住居地域)

2は第2種区域

(近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域(久御山町の区域のものに限る。))

-は第1種区域又は第2種区域に該当しない区域

資料42 自動車騒音面的評価結果（令和6（2024）年度）

No.	市町名	路線名	評価区間の始点	評価区間の終点	面的評価の結果 *4				
					評価 住居数 (戸) *2	環境基準達成 住居数(戸)		環境基準 達成率*3 (%)	
						昼間*1	夜間*1	昼間*1	夜間*1
1	京都市	一般国道1号	京都市東山区五条橋東6丁目	京都市東山区宮川筋8丁目	637	631	628	99	99
2			京都市下京区下材木町	京都市下京区泉水町	2,728	2,728	2,728	100	100
3		一般国道9号	京都市下京区泉水町	京都市下京区中堂寺壬生川町	829	829	820	100	99
4			京都市下京区中堂寺壬生川町	京都市右京区西院南高田町	1,017	1,016	1,004	100	99
5			京都市右京区西院南高田町	京都市右京区西院南高田町	124	123	123	99	99
6			京都市右京区西院南高田町	京都市右京区西京極新明町	1,172	1,172	1,172	100	100
7			京都市右京区西京極新明町	京都市右京区西京極浜/本町	552	551	551	100	100
8			京都市右京区西京極浜/本町	京都市西京区上桂北村町	145	116	104	80	72
9			京都市西京区上桂北村町	京都市西京区山田中吉見町	1,021	946	827	93	81
10			一般国道24号	京都市下京区松屋町	京都市下京区桜木町	568	568	568	100
11		一般国道162号	京都市右京区西京極南大入町	京都市右京区西院笠目町	452	451	451	100	100
12			京都市右京区西院笠目町	京都市右京区常盤古御所町	938	802	751	86	80
13			京都市右京区常盤古御所町	京都市右京区宇多野福王子町	391	294	287	75	73
14		一般国道171号	京都市南区四ツ塚町	京都市南区吉祥院九条町	1,346	1,340	1,329	100	99
15			京都市南区吉祥院九条町	京都市南区吉祥院石原京道町	1,039	1,038	1,032	100	99
16		一般国道367号	京都市下京区醍醐町	京都市下京区長刀鉾町	690	690	690	100	100
17			京都市下京区長刀鉾町	京都市中京区虎屋町	294	294	294	100	100
18			京都市中京区虎屋町	京都市中京区大倉町	514	430	430	84	84
19			京都市中京区大倉町	京都市上京区玄武町	295	295	295	100	100
20			京都市上京区玄武町	京都市北区上御霊上江町	659	659	659	100	100
21			京都市北区上御霊上江町	京都市北区小山上総町	453	453	453	100	100
22			京都市左京区高野竹屋町	京都市左京区山端川端町	524	524	524	100	100
23		京都市左京区山端川端町	京都市左京区上高野下荒蒔町	724	724	724	100	100	
24		一般国道478号	京都市伏見区淀際目町	京都市伏見区淀際目町	19	19	19	100	100
25			京都市伏見区淀際目町	京都市伏見区淀際目町	222	217	180	98	81
26		府道大津淀線	京都市山科区勸修寺東出町	京都市伏見区深草直達橋北1丁目	1,080	1,080	1,075	100	100
27		府道二条停車場東山三条線	京都市中京区下丸屋町	京都市左京区孫橋町	178	178	178	100	100
28			京都市左京区孫橋町	京都市東山区大橋町	133	133	133	100	100
29			京都市東山区大橋町	京都市東山区西海子町	520	520	520	100	100
30		府道京都広河原美山線	京都市北区紫野西御所田町	京都市北区紫竹下本町	845	845	845	100	100
31			京都市北区紫竹下本町	京都市北区紫竹上堀川町	370	370	370	100	100
32			京都市北区紫竹上堀川町	京都市北区上賀茂中嶋河原町	639	639	639	100	100
33		市道京都環状線	京都市東山区西海子町	京都市左京区田中門前町	1,214	1,214	1,214	100	100
34			京都市左京区田中門前町	京都市左京区高野竹屋町	1,994	1,994	1,994	100	100
35			京都市北区小山上総町	京都市北区紫野下御典町	1,777	1,777	1,777	100	100
36			京都市北区紫野下御典町	京都市北区北野下白梅町	1,646	1,643	1,645	100	100
37			京都市南区西九条高島町	京都市南区東九条柳下町	559	557	553	100	99
38		府道渋谷山科停車場線	京都市東山区鐘鋳町	京都市東山区今熊野阿弥陀ヶ峯町	686	682	683	99	100
39		府道四ノ宮四ツ塚線	京都市山科区四ノ宮奈良野町	京都市山科区四ノ宮神田町	219	215	213	98	97
40			京都市山科区四ノ宮神田町	京都市山科区竹鼻竹ノ街道町	885	885	884	100	100
41			京都市山科区竹鼻竹ノ街道町	京都市山科区御陵上御廟野町	1,086	1,086	1,084	100	100
42			京都市山科区御陵上御廟野町	京都市山科区日ノ岡堤谷町	711	711	710	100	100
43	京都市東山区西海子町		京都市東山区祇園町北側	666	664	664	100	100	
44	市道御池通	京都市中京区西ノ京北聖町	京都市中京区西ノ京東中合町	1,091	1,091	1,091	100	100	
45		京都市中京区西ノ京東中合町	京都市右京区太秦下刑部町	763	738	730	97	96	
46	市道大宮通	京都市中京区錦大宮町	京都市下京区下五条町	1,123	1,122	1,122	100	100	
47		京都市下京区下五条町	京都市下京区御器屋町	494	494	444	100	90	
48	市道塩小路通	京都市下京区北不動堂町	京都市下京区東塩小路町	218	218	218	100	100	
49	市道外環状線	京都市伏見区羽束師志水町	京都市伏見区羽束師菱川町	171	171	114	100	67	
50	市道油小路通	京都市南区西九条東島町	京都市南区東九条松田町	666	664	586	100	88	
51		京都市南区東九条松田町	京都市南区上鳥羽尻切町	44	44	44	100	100	
52		京都市南区上鳥羽尻切町	京都市伏見区竹田向代町	99	99	99	100	100	
53		京都市伏見区竹田向代町	京都市伏見区竹田真幡木町	207	206	207	100	100	
54		京都市伏見区竹田真幡木町	京都市伏見区竹田浄菩提院町	185	185	185	100	100	
55		京都市伏見区竹田浄菩提院町	京都市伏見区竹田鳥羽殿町	195	195	195	100	100	
56		京都市伏見区竹田鳥羽殿町	京都市伏見区竹田松林町	37	37	37	100	100	
57		京都市伏見区竹田松林町	京都市伏見区下鳥羽浄春ヶ前町	146	146	146	100	100	
58		京都市伏見区下鳥羽浄春ヶ前町	京都市伏見区横大路下三栖里ノ内	22	22	20	100	91	
59		市道八条通	京都市南区西九条北ノ内町	京都市下京区東塩小路高倉町	36	36	36	100	100
60			京都市下京区東塩小路高倉町	京都市下京区西之町	98	98	98	100	100
61		市道葛野大路通	京都市右京区太秦安井西沢町	京都市右京区西院安塚町	668	666	666	98	100
62		市道向日町上鳥羽線	京都市南区吉祥院嶋檜山町	京都市南区上鳥羽大溝	186	185	186	99	100
63	福知山市	府道福知山綾部線	福知山市字堀	福知山市石原	577	577	577	100	100
64			福知山市石原	福知山市字観音寺	121	121	121	100	100
65	舞鶴市	一般国道175号	舞鶴市字下福井	舞鶴市字魚屋	357	357	357	100	100
66			舞鶴市字北田辺	舞鶴市字魚屋	153	153	153	100	100
67		府道東舞鶴停車場線	舞鶴市字浜	舞鶴市字浜	151	151	149	100	99
68		府道小倉西舞鶴線	舞鶴市字堂奥	舞鶴市字行永	275	273	273	99	99
69		舞鶴市字行永	舞鶴市字森	163	140	140	86	86	
70		舞鶴市字上安	舞鶴市字円満寺	445	401	442	90	99	
71	舞鶴市	一般国道27号	舞鶴市字溝尻	舞鶴市字浜	102	102	80	100	78

No.	市町名	路線名	評価区間の始点	評価区間の終点	面的評価の結果 *4				
					評価 住居数 (戸)*2	環境基準達成 住居数(戸)		環境基準 達成率*3 (%)	
						昼間*1	夜間*1	昼間*1	夜間*1
72			舞鶴市字浜	舞鶴市字浜	64	64	52	100	81
73			舞鶴市字浜	舞鶴市字北吸	158	157	131	99	83
74			舞鶴市字北吸	舞鶴市字北吸	9	9	7	100	78
75			舞鶴市字北吸	舞鶴市字余部下	105	105	105	100	100
76			舞鶴市字魚屋	舞鶴市字田満寺	172	172	172	100	100
77			舞鶴市字田満寺	舞鶴市字公文名	184	183	172	99	93
78		主要地方道舞鶴和知線	舞鶴市字浜	舞鶴市字浜	120	120	115	100	96
79			舞鶴市字浜	舞鶴市字行永	440	440	440	100	100
80			舞鶴市字行永	舞鶴市八反田南町	227	224	224	99	99
81			舞鶴市字行永	舞鶴市八反田南町	99	99	99	100	100
82			舞鶴市八反田南町	舞鶴市字行永	44	44	44	100	100
83		府道老富舞鶴線	舞鶴市字与保呂	舞鶴市字行永	251	251	251	100	100
84		府道由良金ヶ岬上福井線	舞鶴市字大君	舞鶴市字下福井	196	195	195	99	99
85	宇治市	府道宇治淀線	宇治市広野町西浦	宇治市大久保町田原	38	38	38	100	100
86		府道大津宇治線	宇治市六地藏町並	宇治市六地藏町並	81	81	81	100	100
87		府道城陽宇治線	宇治市広野町東裏	宇治市大久保町大竹	60	60	60	100	100
88	亀岡市	一般国道9号	亀岡市篠町王子	亀岡市篠町王子	17	17	17	100	100
89			亀岡市篠町王子	亀岡市篠町篠	57	57	56	100	98
90			亀岡市篠町篠	亀岡市篠町野条	32	32	32	100	100
91			亀岡市篠町野条	亀岡市篠町野条	44	44	43	100	98
92			亀岡市篠町野条	亀岡市篠町広田1丁目32	42	41	38	98	90
93			亀岡市篠町広田1丁目32	亀岡市篠町浄法寺	1	1	1	100	100
94			亀岡市篠町浄法寺	亀岡市古世町1丁目13	40	39	39	98	98
95			亀岡市古世町1丁目8	亀岡市安町	301	301	289	100	96
96			亀岡市古世町1丁目13	亀岡市古世町1丁目8	30	30	30	100	100
97			亀岡市安町	亀岡市余部町	85	85	85	100	100
98			亀岡市余部町	亀岡市大井町並河2丁目11	111	111	111	100	100
99			亀岡市大井町並河2丁目1	亀岡市千代川町千原1丁目1	592	592	590	100	100
100			亀岡市千代川町千原2丁目3	亀岡市千代川町川関	53	53	53	100	100
101		一般国道372号	亀岡市安町	亀岡市安町	88	88	88	100	100
102			亀岡市安町	亀岡市余部町	13	13	13	100	100
103			亀岡市余部町	亀岡市曾我部町重利	19	19	19	100	100
104		一般国道423号	亀岡市曾我部町南条	亀岡市曾我部町重利	68	68	68	100	100
105		一般国道478号 (京都縦貫道)	亀岡市篠町柏原	亀岡市古世町	223	223	223	100	100
106			亀岡市下矢田町	亀岡市曾我部町重利	11	11	11	100	100
107			亀岡市下矢田町	亀岡市下矢田町	3	3	3	100	100
108			亀岡市下矢田町	亀岡市余部町	3	3	3	100	100
109			亀岡市曾我部町重利	亀岡市余部町	4	4	4	100	100
110			亀岡市余部町	亀岡市吉川町穴川	7	6	7	86	100
111			亀岡市吉川町穴川	亀岡市吉川町穴川	14	14	14	100	100
112			亀岡市吉川町穴川	亀岡市吉川町穴川	42	42	42	100	100
113			亀岡市吉川町穴川	亀岡市稗田野町太田	1	1	1	100	100
114			亀岡市稗田野町太田	亀岡市大井町南金岐	4	2	4	50	100
115			亀岡市大井町南金岐	亀岡市大井町北金岐	4	4	4	100	100
116			亀岡市大井町北金岐	亀岡市千代川町小林	24	24	24	100	100
117			亀岡市千代川町小林	亀岡市千代川町北ノ庄	6	6	6	100	100
118		府道亀岡園部線	亀岡市古世町2丁目9	亀岡市横町	159	158	159	99	100
119			亀岡市横町	亀岡市保津町	167	167	167	100	100
120		府道宮前千歳線	亀岡市千代川町北ノ庄	亀岡市千代川町千原1丁目1	32	32	32	100	100
121			亀岡市千代川町千原2丁目4	亀岡市馬路町	256	256	256	100	100
122		府道亀岡停車場線	亀岡市追分町	亀岡市追分町	264	264	264	100	100
123			亀岡市追分町	亀岡市安町	123	123	123	100	100
124			亀岡市安町	亀岡市安町	80	80	80	100	100
125		府道亀岡停車場追分線	亀岡市追分町	亀岡市追分町	116	116	116	100	100
126		市道クニッテルフェルト通り	亀岡市追分町	亀岡市追分町	188	188	188	100	100
127		市道篠ランブ9号線	亀岡市篠町野条	亀岡市篠町篠	39	39	39	100	100
128	城陽市	一般国道24号	城陽市平川	城陽市寺田	4	4	4	100	100
129			城陽市寺田	城陽市寺田	1	1	1	100	100
130			城陽市寺田	城陽市寺田	2	1	0	50	0
131			城陽市寺田	城陽市長池	66	66	66	100	100
132			城陽市長池	城陽市奈島	153	148	127	97	83
133			城陽市奈島	城陽市奈島	4	4	2	100	50
134		一般国道307号	城陽市市辺	城陽市中	13	13	13	100	100
135			城陽市中	城陽市市辺	11	11	10	100	91
136			城陽市市辺	城陽市奈島	96	96	95	100	99
137		府道城陽宇治線	城陽市寺田	城陽市久世	492	492	492	100	100
138			城陽市久世	城陽市平川	107	107	107	100	100
139			城陽市平川	城陽市平川	205	205	205	100	100
140		府道上狛城陽線	城陽市市辺	城陽市観音堂	269	269	269	100	100
141			城陽市長池	城陽市富野	50	50	50	100	100

No.	市町名	路線名	評価区間の始点	評価区間の終点	面的評価の結果 *4				
					評価 住居数 (戸)*2	環境基準達成 住居数(戸)		環境基準 達成率*3 (%)	
						昼間*1	夜間*1	昼間*1	夜間*1
142	城陽市	府道富野荘八幡線	城陽市長池	城陽市富野	151	150	150	99	99
143			城陽市富野	城陽市富野	293	293	293	100	100
144			城陽市富野	城陽市水主	878	878	878	100	100
145		府道寺田水主線	城陽市寺田	城陽市枇杷庄	275	275	275	100	100
146		府道富野荘停車場線	城陽市枇杷庄	城陽市富野	174	174	174	100	100
147		府道山城総合運動公園城陽線	城陽市久世	城陽市寺田	74	67	74	91	100
148		府道八幡城陽線	城陽市上津屋	城陽市平川	43	43	43	100	100
149			城陽市平川	城陽市平川	386	386	386	100	100
150		府道内里城陽線	城陽市寺田	城陽市寺田	772	772	772	100	100
151		その他塚本深谷線	城陽市寺田	城陽市寺田	255	255	255	100	100
152	向日市	府道西京高槻線	向日市物集女町	向日市物集女町	292	292	292	100	100
153			向日市物集女町	向日市上植野町	1,477	1,475	1,477	100	100
154			向日市上植野町	向日市上植野町	298	298	298	100	100
155			向日市上植野町	向日市上植野町	1	1	1	100	100
156		府道中山稲荷線	向日市物集女町	向日市物集女町	556	556	556	100	100
157		府道伏見向日線	向日市森本町	向日市寺戸町	304	304	304	100	100
158		府道志水西向日停車場線	向日市上植野町	向日市上植野町	759	758	690	100	91
159			向日市鶏冠井町	向日市上植野町	224	224	224	100	100
160		府道中山向日線	向日市上植野町	向日市上植野町	5	5	5	100	100
161		府道向日町停車場線	向日市寺戸町	向日市寺戸町	466	466	466	100	100
162		府道上久世石見上里線	向日市寺戸町	向日市寺戸町	212	211	212	100	100
163			向日市寺戸町	向日市寺戸町	67	67	67	100	100
164		府道柚原向日線	向日市寺戸町	向日市寺戸町	163	163	163	100	100
165		長岡京市	府道西京高槻線	長岡京市一文橋	長岡京市友岡4丁目20	1,367	1,367	1,367	100
166	長岡京市井ノ内			長岡京市今里	152	152	152	100	100
167	長岡京市今里			長岡京市今里3丁目10	133	133	133	100	100
168	長岡京市今里3丁目10			長岡京市一文橋	503	503	503	100	100
169	八幡市	国道1号線	八幡市下奈良名越	八幡市戸津中代	6	6	4	100	67
170			府道京都守口線	八幡市	八幡市八幡科手	3	3	3	100
171		府道八幡木津線	八幡市八幡科手	八幡市橋本小金川	355	355	355	100	100
172			八幡市八幡科手	八幡市下奈良宮ノ道	724	724	724	100	100
173			八幡市下奈良宮ノ道	八幡市上津屋林	53	53	49	100	92
174		八幡市上津屋林	八幡市岩田南浅地	52	52	52	100	100	
175	府道長尾八幡線	八幡市八幡三反長	八幡市八幡源氏垣外	499	499	499	100	100	
176	京田辺市	一般国道1号 (第二京阪道路)	京田辺市松井口仲谷	京田辺市山手東	246	246	246	100	100
177			京田辺市山手南	京田辺市山手南	87	87	80	100	92
178			京田辺市山手南	京田辺市松井交野ノ原	50	50	50	100	100
179		一般国道24号 (京奈道路)	京田辺市大住片岸	京田辺市大住野上	8	8	8	100	100
180			京田辺市大住野上	京田辺市大住平谷	31	31	31	100	100
181			京田辺市大住平谷	京田辺市興戸大谷	303	303	303	100	100
182			京田辺市興戸大谷	京田辺市普賢寺上大門	2	2	2	100	100
183			京田辺市普賢寺上大門	京田辺市普賢寺小田垣内	9	9	9	100	100
184			京田辺市普賢寺小田垣内	京田辺市宮津中ノ谷	18	18	18	100	100
185		一般国道307号	京田辺市草内外島	京田辺市草内大東	1	1	1	100	100
186			京田辺市草内大東	京田辺市草内大切	165	165	165	100	100
187			京田辺市興戸八木屋	京田辺市興戸犬伏	39	39	39	100	100
188			京田辺市興戸北鉢立	京田辺市薪大仏谷	18	18	18	100	100
189		府道八幡木津線	京田辺市大住片岸	京田辺市大住時子林	12	12	12	100	100
190			京田辺市大住時子林	京田辺市大住大坪	5	5	5	100	100
191			京田辺市大住大坪	京田辺市薪薊	138	137	138	99	100
192			京田辺市薪薊	京田辺市薪加賀ノ辻	3	3	3	100	100
193			京田辺市薪加賀ノ辻	京田辺市田辺沓脱	191	191	191	100	100
194			京田辺市田辺沓脱	京田辺市田辺南田	166	150	165	90	99
195			京田辺市田辺南田	京田辺市興戸犬伏	58	57	58	98	100
196			京田辺市薪畠	京田辺市田辺丸山	118	118	118	100	100
197			京田辺市興戸宮ノ前	京田辺市興戸宮ノ前	23	23	23	100	100
198			京田辺市興戸宮ノ前	京田辺市興戸地藏谷	7	5	5	71	71
199			京田辺市興戸地藏谷	京田辺市多々羅前田	31	29	30	94	97
200		京田辺市多々羅前田	京田辺市同志社山手2丁目3	102	102	102	100	100	
201		京田辺市同志社山手2丁目3	京田辺市同志社山手2丁目2	5	5	5	100	100	
202		府道生駒井手線	京田辺市打田宮前	京田辺市打田宮本	3	3	3	100	100
203	京田辺市打田宮本		京田辺市打田宮下	52	52	52	100	100	
204	京田辺市水取地藏講		京田辺市水取地藏講	3	3	3	100	100	
205	京田辺市水取地藏講		京田辺市普賢寺小田垣内	14	14	14	100	100	
206	京田辺市普賢寺小田垣内		京田辺市多々羅前田	56	56	56	100	100	
207	京田辺市多々羅前田		京田辺市三山木中央	572	572	572	100	100	
208	京田辺市三山木田中	京田辺市三山木田中	121	121	121	100	100		
209	京田辺市三山木田中	京田辺市三山木外島	241	241	241	100	100		
210	府道交野久御山線	京田辺市松井柏原	京田辺市松井柏原	6	6	6	100	100	
211	京丹後市	府道網野峰山線	京丹後市網野町下岡	京丹後市峰山町長岡	511	511	511	100	100
212	南丹市	一般国道9号	南丹市八木町玉ノ井	南丹市八木町木原	14	14	14	100	100

No.	市町名	路線名	評価区間の始点	評価区間の終点	面的評価の結果 *4				
					評価 住居数 (戸)*2	環境基準達成 住居数(戸)		環境基準 達成率*3 (%)	
						昼間*1	夜間*1	昼間*1	夜間*1
213	木津川市	一般国道24号	木津川市山城町平尾	木津川市山城町上狛	77	77	69	100	90
214			木津川市山城町上狛	木津川市山城町上狛	31	31	31	100	100
215		一般国道163号	木津川市相楽	木津川市木津	83	83	83	100	100
216			木津川市城山台9丁目	木津川市城山台9丁目	19	19	19	100	100
217		府道八幡木津線	木津川市吐師	木津川市吐師	8	8	8	100	100
218			木津川市吐師	木津川市市境	88	88	88	100	100
219			木津川市市境	木津川市相楽台2丁目1	48	47	48	98	100
220		府道天理加茂木津線	木津川市加茂町尻枝	木津川市南加茂台1丁目1	82	82	82	100	100
221			木津川市加茂町駅西	木津川市加茂町大野	119	119	119	100	100
222		府道枚方山城線	木津川市山城町平尾	木津川市山城町平尾	35	35	35	100	100
223		宇治田原町	府道宇治木屋線	綴喜郡宇治田原町郷之口中島	綴喜郡宇治田原町郷之口末山	11	11	11	100
224		府道上狛城陽線	綴喜郡井手町大字多賀	綴喜郡井手町大字多賀	2	2	2	100	100
225	井手町	府道八幡宇治線	久世郡久御山町坊之池	久世郡久御山町森	9	9	9	100	100
226	久御山町	府道宇治田原大石東線	綴喜郡宇治田原町岩山畠田	綴喜郡宇治田原町禪定寺猿丸	83	83	83	100	100
227	精華町	一般国道163号	相楽郡精華町大字乾谷	相楽郡精華町大字山田	54	54	54	100	100
228			府道生駒精華線	相楽郡精華町精華台	相楽郡精華町大字植田	1	1	1	100
229		一般国道27号	船井郡京丹波町下山	船井郡京丹波町富田	3	3	3	100	100
230		一般国道312号	与謝郡与謝野町字石川	与謝郡与謝野町字上山田	2	2	2	100	100
231		一般国道312号 (山陰近畿自動車道)	与謝郡与謝野町字弓木	与謝郡与謝野町字石川	199	199	199	100	100
232		一般国道24号 (京奈和自動車道)	相楽郡精華町大字下狛	相楽郡精華町精華台	15	15	15	100	100
233			相楽郡精華町大字山田	相楽郡精華町大字山田	14	14	14	100	100
234			相楽郡精華町大字山田	相楽郡精華町桜が丘	44	44	44	100	100
235		府道奈良精華線	相楽郡精華町大字乾谷	相楽郡精華町大字乾谷	130	130	130	100	100
236	京丹波町	府道相楽台桜が丘線	相楽郡精華町桜が丘3丁目12	相楽郡精華町桜が丘4丁目29	239	239	239	100	100
237	一般国道27号	船井郡京丹波町才原	船井郡京丹波町升谷	38	38	38	100	100	
238	府道綾部宮島線	船井郡京丹波町升谷	船井郡京丹波町篠原	27	27	27	100	100	
239		船井郡京丹波町篠原	船井郡京丹波町長瀬	138	138	138	100	100	
240	府道京丹波三和線	船井郡京丹波町下山	船井郡京丹波町三ノ宮	29	29	29	100	100	
241		船井郡京丹波町三ノ宮	船井郡京丹波町猪鼻	18	18	18	100	100	
242	府道舞鶴和知線	船井郡京丹波町仏主	船井郡京丹波町下栗野	28	28	28	100	100	
243		船井郡京丹波町下栗野	船井郡京丹波町篠原	33	33	33	100	100	
244	府道市島和知線	船井郡京丹波町広野	船井郡京丹波町出野	10	10	10	100	100	
245		船井郡京丹波町才原	船井郡京丹波町大倉	105	105	105	100	100	
246	府道日吉京丹波線	船井郡京丹波町上野	船井郡京丹波町須知	22	22	22	100	100	
247		船井郡京丹波町下山	船井郡京丹波町富田	37	37	37	100	100	
248	府道桧須知線	船井郡京丹波町和田	船井郡京丹波町須知	135	135	135	100	100	

(注) 市内の評価区間については、各市が測定・評価を実施。

* 1 昼間：午前6時～午後10時、夜間：午後10時～翌日の午前6時

* 2 測定地点における交通量及び道路構造が近似している道路に面する地域（道路沿道両側50m）に立地する住居等の戸数

* 3 環境基準達成住居戸数/評価住居戸数×100%（小数点以下四捨五入）

* 4 環境基準の地域の類型が当てはめられていない場合は、B類型の基準を適用

資料43 新幹線鉄道騒音等実態調査結果（令和6（2024）年度）

地点番号	測定年月日	測定地点 (線路最寄地点名)	用途地域 地域類型	平均列車 速度 (km/h)	構造物の種類		軌道の 種類	防音壁		騒音レベル				振動レベル			
					種類	構造物 の高さ (m)		種類	構造物 からの 高さ(m)	12.5m		25m		50m		25m	
										値	環境 基準	値	環境 基準	値	環境 基準	値	指針 値
①	R6.10.31	京都市山科区大塚中溝 (上り側)	第2種中高層 住居専用 I	233	盛土	6.3	バラスト (マット無)	干渉型	2.5	72	×	69	○	65	○	51	○
②	R6.11.8	京都市山科区大塚丹田 (下り側)	第1種中高層 住居専用 I	239	盛土	6.9	バラスト (マット無)	干渉型	2.5	71	×	66	○	61	○	52	○
③	R6.11.12	京都市山科区北花山大林 町(下り側)	第2種住居 I	198	盛土	3.4	バラスト (マット有)	改良型	3.6	72	×	70	○	67	○	51	○
④	R6.11.7	京都市南区唐橋井園町 (下り側)	準工業 II	138	高架橋 (ラーメン)	5.4	バラスト (マット有)	直壁型	2.0	73	○	69	○	65	○	48	○
⑤	R6.10.30	京都市南区久世上久世町 (下り側)	第1種住居 I	220	高架橋 (ラーメン)	6.4	バラスト (マット有)	新型	2.5	71	×	68	○	64	○	59	○
⑥	R6.12.17	向日市森本町東ノ口 (上り側)	調整区域 I	261	高架橋 (ラーメン)	5.8	バラスト (マット有)	新型	3.2	69	○	69	○	62	○	59	○
⑦	R6.12.17	向日市森本町佃 (下り側)	工業 II	249	高架橋 (ラーメン)	5.8	バラスト (マット有)	直壁型	2.0	69	○	74	○	66	○	63	○
⑧	R6.10.22	長岡京市神足橋本 (下り側)	工業 II	251	高架橋 (ラーメン)	9.3	バラスト (マット有)	新型	2.0	71	○	69	○	68	○	56	○
⑨	R6.12.24	大山崎町大山崎鏡田 (上り側)	第1種住居 I	262	高架橋 (ラーメン)	8.4	バラスト (マット有)	新型	2.9	69	○	63	○	63	○	49	○
⑩	R6.12.24	大山崎町大山崎茶屋前 (下り側)	第1種住居 I	269	高架橋 (桁式)	7.7	バラスト (マット有)	新型	2.5	67	○	62	○	64	○	49	○

※環境基準(騒音): 地域類型 I 70dB II 75dB 指針値(振動): 70dB

※地点番号⑩: 12.5m地点は、15m地点での測定結果

資料44 受付機関別、種類別公害苦情件数(令和6(2024)年度・新規受付分)

受付機関	公害の種類	典 型 7 公 害							左 記 以 外			合 計	前 年 度 合 計	増 減		
		大 気 汚 染	水 質 汚 濁	土 壌 汚 染	騒 音	(低 周 波) 内 数	振 動	地 盤 沈 下	悪 臭	小 計	廃 棄 物 投 棄				そ の 他	小 計
乙 訓	向 日 市	1	2	0	10	0	3	0	7	23	5	4	9	32	19	13
	長 岡 京 市	3	2	0	12	0	0	0	4	21	3	34	37	58	27	31
	大 山 崎 町	1	0	0	2	0	0	0	0	3	0	0	0	3	6	-3
	小 計	5	4	0	24	0	3	0	11	47	8	38	46	93	52	41
山 城 北	宇 治 市	4	7	0	19	0	2	0	26	58	3	0	3	61	75	-14
	城 陽 市	10	5	0	10	0	4	0	11	40	12	10	22	62	60	2
	久 御 山 町	14	7	0	8	0	1	0	5	35	3	115	118	153	167	-14
	八 幡 市	27	10	0	18	0	3	0	4	62	18	0	18	80	67	13
	京 田 辺 市	14	4	0	5	0	1	0	6	30	67	39	106	136	187	-51
	井 手 町	0	3	1	0	0	0	0	0	4	0	0	0	4	4	0
	宇 治 田 原 町	0	1	0	0	0	0	0	1	2	0	0	0	2	1	1
	小 計	69	37	1	60	0	11	0	53	231	103	164	267	498	561	-63
山 城 南	木 津 川 市	8	1	0	5	0	0	0	0	14	0	0	0	14	19	-5
	笠 置 町	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	1	0
	和 束 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	精 華 町	5	2	0	11	0	0	0	1	19	7	10	17	36	32	4
	南 山 城 村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	0	7	7	10	-3
	小 計	14	3	0	16	0	0	0	1	34	14	10	24	58	62	-4
南 丹	亀 岡 市	0	2	1	11	0	0	0	0	14	98	51	149	163	213	-50
	南 丹 市	2	1	0	0	0	1	0	7	11	0	0	0	11	1	10
	京 丹 波 町	0	2	0	1	0	0	0	2	5	15	68	83	88	88	0
	小 計	2	5	1	12	0	1	0	9	30	113	119	232	262	302	-40
中 丹 西	福 知 山 市	17	5	0	1	0	0	0	8	31	2	0	2	33	49	-16
中 丹 東	綾 部 市	5	2	0	2	0	0	0	0	9	1	0	1	10	13	-3
	舞 鶴 市	6	18	0	1	0	0	0	2	27	0	0	0	27	17	10
	小 計	11	20	0	3	0	0	0	2	36	1	0	1	37	30	7
丹 後	宮 津 市	0	2	0	1	0	0	0	1	4	0	0	0	4	1	3
	京 丹 後 市	1	4	0	0	0	0	0	9	14	2	0	2	16	34	-18
	与 謝 野 町	1	1	0	0	0	0	0	1	3	0	3	3	6	0	6
	伊 根 町	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	1
	小 計	2	8	0	1	0	0	0	11	22	2	3	5	27	35	-8
京 都 市	69	24	0	213	0	10	0	67	383	0	2	2	385	392	-7	
合 計	189	106	2	330	0	25	0	162	814	243	336	579	1,393	1,483	-90	

前年度合計	179	120	4	341	0	25	0	206	875	262	346	608	1,483		
増 減	10	-14	-2	-11	0	0	0	-44	-61	-19	-10	-29	-90		

資料45 公害の種類、公害発生源別苦情件数（令和6（2024）年度・新規受付分）

公害の種類 公害発生源の種類	典 型 7 公 害							左 記 以 外			合 計	前 年 度	増 減			
	大 気 汚 染	水 質 汚 濁	土 壌 汚 染	騒 音	うち低周波	振 動	地 盤 沈 下	悪 臭	小 計	廃 棄 物 投 棄				そ の 他	小 計	
合 計	189	106	2	330	0	25	0	162	814	243	336	579	1,393	1,483	-90	
会 社 ・ 事 業 所	小 計	110	37	1	288	0	17	0	91	544	13	34	47	591	576	15
	農 業 ・ 林 業	3	0	0	0	0	0	0	6	9	0	2	2	11	16	-5
	漁 業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	-1
	鉱業・採石業・砂利採取業	2	0	0	0	0	0	0	0	2	0	1	1	3	7	-4
	建 設 業	82	10	0	142	0	14	0	9	257	13	5	18	275	241	34
	製 造 業	12	8	1	28	0	0	0	24	73	0	4	4	77	61	16
	電気・ガス・熱供給・水道業	1	1	0	2	0	0	0	0	4	0	1	1	5	4	1
	情 報 通 信 業	0	0	0	2	0	0	0	0	2	0	0	0	2	1	1
	運 輸 業 ・ 郵 便 業	1	1	0	13	0	1	0	0	16	0	1	1	17	13	4
	卸 売 業 ・ 小 売 業	0	5	0	14	0	0	0	3	22	0	2	2	24	20	4
	金 融 業 ・ 保 険 業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	-1
	不 動 産 業 ・ 物 品 賃 貸 業	1	0	0	6	0	0	0	2	9	0	3	3	12	14	-2
	学術研究・専門・技術サービス業	0	0	0	1	0	1	0	0	2	0	0	0	2	3	-1
	宿 泊 業 ・ 飲 食 サ ー ビ ス 業	3	4	0	48	0	1	0	30	86	0	0	0	86	76	10
	生活関連サービス業・娯楽業	0	3	0	4	0	0	0	5	12	0	0	0	12	30	-18
	教 育 ・ 学 習 支 援 業	0	0	0	2	0	0	0	1	3	0	0	0	3	6	-3
医 療 ・ 福 祉	0	0	0	4	0	0	0	0	4	0	1	1	5	11	-6	
複 合 サ ー ビ ス 事 業	0	0	0	2	0	0	0	1	3	0	0	0	3	4	-1	
サ ー ビ ス	4	4	0	18	0	0	0	5	31	0	5	5	36	47	-11	
公 務	0	1	0	2	0	0	0	0	3	0	8	8	11	14	-3	
分 類 不 能 の 産 業	1	0	0	0	0	0	0	5	6	0	1	1	7	6	1	
個 人	64	11	1	29	0	1	0	27	133	23	125	148	281	307	-26	
そ の 他	4	7	0	4	0	6	0	5	26	3	133	136	162	166	-4	
不 明	11	51	0	9	0	1	0	39	111	204	44	248	359	434	-75	

資料46 発生原因、種類別公害苦情件数(令和6(2024)年度・新規受付分)

公害の種類 公害発生原因	典 型 7 公 害									左 記 以 外			合 計	前 年 度	増 減
	大 気 汚 染	水 質 汚 濁	土 壌 汚 染	騒 音	う ち 低 周 波	振 動	地 盤 沈 下	悪 臭	小 計	廃 棄 物 投 棄	そ の 他	小 計			
合 計	189	106	2	330	0	25	0	162	814	243	336	579	1,393	1,483	-90
焼 却 (施 設)	10	0	0	0	0	0	0	6	16	0	0	0	16	15	1
産 業 用 機 械 作 動	5	1	0	51	0	0	0	9	66	0	0	0	66	77	-11
産 業 排 水	0	8	0	0	0	0	0	6	14	0	0	0	14	24	-10
流 出 ・ 漏 洩	1	28	1	0	0	0	0	10	40	0	1	1	41	42	-1
工 事 ・ 建 設 作 業	78	2	0	141	0	15	0	4	240	7	6	13	253	230	23
飲 食 店 営 業	2	3	0	22	0	1	0	29	57	0	0	0	57	52	5
カ ラ オ ケ	0	0	0	14	0	0	0	0	14	0	0	0	14	15	-1
移 動 発 生 源 (自 動 車 運 行)	0	7	0	11	0	5	0	0	23	0	0	0	23	28	-5
移 動 発 生 源 (鉄 道 運 行)	0	0	0	3	0	1	0	0	4	0	0	0	4	4	0
移 動 発 生 源 (航 空 機 運 航)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	-1
廃 棄 物	0	1	0	0	0	0	0	1	2	149	5	154	156	130	26
家 庭 生 活 (機 器)	0	0	0	9	0	1	0	1	11	16	0	16	27	48	-21
家 庭 生 活 (ペ ッ ト)	1	0	0	8	0	0	0	0	9	0	1	1	10	7	3
家 庭 生 活 (そ の 他)	3	1	0	4	0	0	0	9	17	61	3	64	81	109	-28
焼 却 (野 焼 き)	83	0	0	0	0	0	0	22	105	0	9	9	114	136	-22
自 然 系	0	3	0	0	0	0	0	1	4	0	263	263	267	315	-48
そ の 他	4	7	1	60	0	0	0	22	94	1	46	47	141	143	-2
不 明	2	45	0	7	0	2	0	42	98	9	2	11	109	107	2

資料47 京都府公害審査会の処理事件の概要（令和7（2025）年12月末現在）

事 件 名	事 件 の 概 要	事件の処理状況
昭和48年(調)第1号事件 (昭和48年3月5日受付)	京都市外環状線道路における自動車騒音・振動により居住環境が破壊されたとして、過去及び将来の被害の損害と抜本的対策を求めたもの。	調停打切り (昭和49年2月14日)
昭和48年(仲)第1号事件 (昭和48年7月16日受付)	自動車会社から排出されるばい煙によりぜん息にかかったとして、慰謝料等の支払いを求めたもの。	仲裁判断 (昭和48年12月13日)
昭和49年(調)第1号事件 (昭和49年3月27日受付)	自動車会社の産業廃棄物の不法投棄により比叡山系の自然環境が破壊され、同時に水質を汚染した恐れがあるとして、自然環境の原状回復と賠償を求めたもの。 (昭和49年(調)第2号事件は、第1号事件と同一事件のため、昭和49年6月5日併合)	調停成立 (昭和50年3月27日)
昭和49年(調)第2号事件 (昭和49年6月5日受付)		
昭和49年(調)第3号事件 (昭和49年5月21日受付)	鉛の精錬・再生作業により発生する亜硫酸ガス、鉛等により周辺山林に被害を受けたとして、事業活動の停止と損害賠償を求めたもの。	調停打切り (昭和50年11月18日)
昭和49年(調)第4号事件 (昭和49年8月20日受付)	隣家の自動織機から発生する振動・騒音のために家族の健康的な生活が侵害されたとして、病人の療養生活ができる程度まで相当の対策を講じることを求めたもの。	調停成立 (昭和50年1月18日)
昭和53年(調)第1号事件 (昭和53年1月11日受付)	隣家の鉄工所から発生する騒音・振動のために家族の健康的な生活が侵害されたとして、騒音・振動発生施設の使用禁止を求めたもの。	調停打切り (昭和54年4月11日)
昭和55年(調)第1号事件 (昭和55年4月24日受付)	隣家の織機から発生する振動により静かな生活環境が損なわれ、精神的・肉体的被害を受けたとして、相当の防止対策を求めたもの。	調停成立 (昭和55年10月24日)
昭和59年(調)第1号事件 (昭和59年8月28日受付)	ソーテル類似施設の営業により地下水の枯渇及び排水による被害の発生が予想されるとして、施設の営業差止めを求めたもの。	調停打切り (昭和61年3月12日)
昭和60年(調)第1号事件 (昭和60年11月11日受付)	紙工工場の裁断機の稼働により発生する騒音・振動により日常生活に支障が出ているとして、防音・防振対策を求めたもの。	調停成立 (昭和61年4月24日)
昭和62年(調)第1号事件 (昭和62年7月21日受付)	マンション建設工事に伴う騒音・振動により被害を受けたとして、その補償と防音対策を求めたもの。	調停成立 (昭和62年11月25日)
昭和62年(調)第2号事件 (昭和62年8月10日受付)	青空駐車場における深夜の車両の出入りに伴う騒音により被害を受けているとして、慰謝料の支払いと深夜の車両の出入り差止め等を求めたもの。	調停成立 (昭和62年12月24日)
平成元年(調)第1号事件 (平成元年4月4日受付)	砂利置場からの騒音・振動・粉じんにより被害を受けているマンション住民が、騒音防止施設の設置や作業時間の短縮等を求めたもの。	調停成立 (平成4年5月27日)
平成2年(調)第1号事件 (平成2年8月10日受付)	平成元年(調)第1号事件への参加申立て	
平成3年(調)第1号事件 (平成3年2月28日受付)	隣家のビル建設に伴う排気口等からの大気汚染、悪臭等による財産被害及び健康被害の賠償を求めたもの。	調停打切り (平成3年7月23日)
平成4年(調)第1号事件 (平成4年12月14日受付)	バラ園における農薬散布(大気汚染)により健康被害を受ける恐れがあるとする隣接住民が、農薬を散布しないことを求めたもの。	調停打切り (平成6年7月28日)
平成5年(調)第1号事件 (平成5年4月16日受付)	隣接する居酒屋のカラオケ騒音により申請人の家族に生活被害があるとして、防音工事とカラオケの音量制限を求めたもの。	調停成立 (平成6年2月28日)
平成5年(調)第2号事件 (平成5年5月17日受付)	平成4年(調)第1号事件への参加申立て	調停打切り (平成6年7月28日)
平成5年(調)第3号事件 (平成5年10月8日受付)		
平成6年(調)第1号事件 (平成6年1月21日受付)		
平成7年(調)第1号事件 (平成7年5月23日受付)	鉄道の新駅設置工事に伴う騒音・振動等による被害を受けている或いは被害を受ける恐れがあるとして、損害の賠償及び休日等に工事を行わないことを求めたもの。	調停申請取下げ (平成7年8月31日)
平成8年(調)第1号事件 (平成8年5月30日受付)	変電所設置工事に伴う騒音・振動等による被害の補償並びに変電所稼働後の騒音・振動等の防止措置及び賠償を求めたもの。	調停打切り (平成9年7月16日)
平成8年(調)第2号事件 (平成8年10月28日受付)	マンション建設工事に伴う騒音・振動等による被害の補償を求め、併せて日照障害等により生活利益が侵害されたとして、対策措置を求めたもの。	調停成立 (平成9年6月23日)
平成9年(調)第1号事件 (平成9年7月18日受付)	清掃工場建設工事車両の通行に伴う騒音・振動等に係る調査・対策及び被害補償並びに対策の立案が完了するまでの間の通行の中止を求めたもの。 (平成9年(調)第2号事件は、第1号事件と同一事件のため、平成9年10月17日併合)	調停打切り (平成10年5月28日)
平成9年(調)第2号事件 (平成9年10月3日受付)		

平成10年(調)第1号事件 (平成10年9月2日受付)	マンション建設工事に伴う騒音・振動等による被害及び完成後マンションによる日照阻害等の被害の補償を求めたもの。	調停成立 (平成11年1月29日)
平成14年(調)第1号事件 (平成14年5月15日受理)	マンション建設工事に伴う騒音・振動・悪臭・粉じん等の被害及び完成後マンションによる日照阻害等の被害の補償を求めたもの。	調停成立 (平成14年12月4日)
平成14年(調)第2号事件 (平成14年6月25日受理)	新幹線鉄道の走行に伴う振動により被害を被っているとして、振動防止措置及び賠償等を求めたもの。	調停申請取下げ (平成16年7月27日)
平成16年(調)第1号事件 (平成16年3月22日受理)	建物屋上の空調設備の騒音が大きく、また、建物壁面の彩色が違和感を与えているとして、屋上設備を板塀等で隠し、壁面の彩色を変更することを求めたもの。 (平成17年(調)第1号事件は、平成16年(調)第1号事件と同一事件のため、平成17年7月25日併合)	一部調停打切り (平成18年4月11日)
平成17年(調)第1号事件 (平成17年4月1日受理)		一部調停取下げ (平成18年5月1日) 一部調停打切り (平成18年5月2日) 調停打切り (平成18年5月8日)
平成16年(調)第2号事件 (平成16年8月3日受理)	鉄道走行に伴う騒音・振動により被害を受けているとして、騒音・振動低減策を実行、継続することを求めたもの。	調停成立 (平成17年12月27日)
平成17年(調)第2号事件 (平成17年7月8日受理)	トンネル工事に伴う振動・地盤沈下・粉じんによる被害の補償を求めたもの。	調停打切り (平成18年4月15日)
平成17年(調)第3号事件 (平成17年12月1日受理)	燃焼装置から発生する粉じん・悪臭による被害を受けているとして、燃焼装置の使用停止及び賠償を求めたもの。	調停成立 (平成18年4月4日)
平成19年(調)第1号事件 (平成19年8月29日受理)	マンション建設工事に伴う土壌汚染からの安全性確保の検証のため、検査結果の開示及び原地盤の液状化の可能性について説明等を求めたもの。	調停成立 (平成19年12月14日)
平成19年(調)第2号事件 (平成19年11月9日受理)	菓子類製造工場からの騒音・悪臭の被害を受けているとして、建築基準法に基づく是正命令の実施及び損害賠償を求めたもの。	調停打切り (平成20年8月1日)
平成20年(調)第1号事件 (平成20年5月28日受理)	幼稚園児の公園使用に伴い騒音の被害を受けているとして、騒音の低減を求めたもの。	調停申請取下げ (平成21年4月1日)
平成20年(調)第2号事件 (平成20年10月6日受理)	スーパーマーケットの空調機からの騒音の被害を受けているとして、騒音の低減を求めたもの。	調停成立 (平成21年6月9日)
平成21年(調)第1号事件 (平成21年6月8日受理)	小学校及び中学校の放送音、クラブ活動等の騒音の被害を受けているとして、騒音の低減を求めたもの。	調停申請取下げ (平成21年12月9日)
平成21年(調)第2号事件 (平成21年8月28日受理)	高速道路建設後に発生する公害により健康被害及び財産被害のおそれがあるとして、建設位置の変更等を求めたもの。	調停打切り (平成22年6月8日)
平成21年(調)第3号事件 (平成21年9月8日受理)	道路建設後に発生する公害により健康被害及び財産被害のおそれがあるとして、対策措置を求めたもの。	調停打切り (平成22年4月28日)
平成22年(調)第1号事件 (平成22年2月15日受理)	平成21年(調)第2号事件への参加申し立て	調停打切り (平成22年6月8日)
平成22年(調)第2号事件 (平成22年10月1日受理)	包装フィルム製造工場からの悪臭の被害を受けているとして、悪臭対策及び対策終了までの間の操業停止を求めたもの。	調停打切り (平成23年10月14日)
平成23年(調)第1号事件 (平成23年7月6日受理)	野球場から発生する応援等の騒音被害を受けているとして、騒音の規制及び楽器等を使用するイベントを開催しないことを求めたもの。	調停打切り (平成24年5月24日)
平成24年(調)第1号事件 (平成24年2月21日受理)	建設資材置場から騒音等被害を受けているとして、資材置場等としての利用の中止及びその後も騒音・粉じんを発生させる使用をしないことなどを求めたもの。	一部調停打切り (平成24年4月18日) 一部調停取下げ (平成24年4月25日)
平成24年(調)第2号事件 (平成24年3月26日受理)	建設資材置場から騒音等被害を受けているとして、資材置場等としての利用の中止及びその後も騒音・粉じんを発生させる使用をしないことなどを求めたもの。	調停申請却下 (平成24年4月18日)
平成24年(調)第3号事件 (平成24年5月22日受理)	汚染土壌を封じ込めた擁壁の工事工法を設計図書等により明らかにし、汚染土壌除去等の費用負担及び損害賠償を求めたもの。	調停打切り (平成25年10月2日)
平成25年(調)第1号事件 (平成25年3月19日受理)	申請人宅前の車道に設置された消火栓上を自動車が通過した際に振動・騒音が発生しているとして、消火栓の設置場所を移すこと等を求めたもの。	調停打切り (平成25年10月17日)
平成25年(調)第2号事件 (平成25年6月11日受理)	被申請人が運営する学校グラウンドから騒音被害を受けているとして、練習時間等の制限を求めたもの。	調停成立 (平成27年7月22日)

平成25年(調)第3号事件 (平成25年7月9日受理)	被申請人が運営する学校グラウンドから発生する騒音及び砂塵の被害を受けているとして、防音・防砂壁等の設置を求めたもの。	調停打切り (平成26年7月22日)
平成25年(調)第4号事件 (平成25年11月12日受理)	被申請人の消防団の訓練時に発生する騒音の被害を受けているとして、訓練場所の変更及び損害賠償を求めたもの。	調停申請取下げ (平成26年8月8日)
平成26年(調)第1号事件 (平成26年8月5日受理)	被申請人が計画する動物霊園建設工事によって、地盤沈下、振動、土砂災害などの被害を受けるおそれがあるとして、計画の白紙撤回などを求めたもの。	調停打切り (平成27年6月23日)
平成26年(調)第2号事件 (平成26年11月11日受理)	平成26年(調)第1号事件への参加申し立て	
平成26年(調)第3号事件 (平成26年12月26日受理)		
平成27年(調)第1号事件 (平成27年3月2日受理)		
平成27年(調)第2号事件 (平成27年7月27日受理)	被申請人が計画するコンビニエンスストア等の出店によって、騒音及び悪臭等の被害を受けるおそれがあるとして、事業計画の変更などを求めたもの。	調停申請取下げ (平成27年9月16日)
平成28年(調)第1号事件 (平成28年4月14日受理)	被申請人が計画する大型バス駐車場の設置によって、騒音及び振動等の被害を受けるおそれがあるとして、設置場所の変更を求めたもの。	調停打切り (平成28年10月3日)
平成28年(調)第2号事件 (平成28年5月9日受理)	木材加工工場から発生する騒音により被害を受けているとして、木材加工工場の稼働停止や損害賠償などを求めたもの。	調停打切り (平成28年8月29日)
平成29年(調)第1号事件 (平成29年4月20日受理)	マンションの機械式駐車場等からの騒音により被害を受けているとして、機械式駐車場の場所の変更等を求めたもの。	調停打切り (平成30年9月14日)
平成30年(調)第1号事件 (平成30年5月21日受理)	被申請人の事務所兼資材置場からの作業騒音により被害を受けているとして、資材置場の移動等を求めたもの。	調停成立 (平成31年2月18日)
平成30年(調)第2号事件 (平成30年8月22日受理)	被申請人の漬物製造工場から発生する騒音・悪臭により被害を受けているとして、騒音・悪臭の低減を求めたもの。	調停申請取下げ (令和元年9月2日)
平成31年(調)第1号事件 (平成31年3月4日受理)	被申請人からの騒音被害の申立を受けて停止している防霜ファンの一部の稼働再開を求めたもの。	調停打切り (令和元年8月20日)
令和元年(調)第2号事件 (令和元年7月9日受理)	被申請人の店舗からの悪臭により被害を受けているとして、店舗から排出される煙・臭いについて排出先を変更するか、強力な防臭、脱臭装置の設置を求めたもの。	調停成立 (令和2年3月24日)
令和元年(調)第3号事件 (令和元年7月12日受理)	高校グラウンドからの騒音の被害を受けているとして、練習場所の変更や騒音の低減等を求めたもの。	調停打切り (令和2年2月19日)
令和元年(調)第4号事件 (令和元年12月27日受理)	被申請人の大学から有機溶剤含有剤等の刺激臭・悪臭によって被害を受けているとして、その刺激臭・悪臭の周囲への漏えい防止を求めたもの。	調停申請取下げ (令和3年1月15日)
令和2年(調)第1号事件 (令和2年7月30日受理)	被申請人のバイオマス発電所からの悪臭・騒音によって被害を受けているとして、対策や損害賠償等を求めたもの。	一部調停打切り (令和4年8月31日) 一部調停成立 (令和5年2月3日)
令和3年(調)第1号事件 (令和3年11月11日受理)	宗教法人施設において行われている演奏等の活動から生じる騒音により被害を受けているとして、防音設備の設置等を求めたもの。	調停打切り (令和5年9月12日)
令和5年(調)第1号事件 (令和5年4月20日受理)	被申請人宅における焼却行為により煙及び悪臭の被害を受けているとして、焼却禁止や損害賠償を求めたもの。	調停成立 (令和5年12月6日)
令和5年(調)第2号事件 (令和5年7月10日受理)	被申請人が運営する福祉施設のエアコン等から発生する騒音及び振動によって被害を受けているとして、対策や損害賠償等を求めたもの。	調停打切り (令和6年10月25日)
令和5年(調)第3号事件 (令和5年7月26日受理)	隣接する飲食店から発生する騒音及び悪臭により被害を受けているとして、対策や損害賠償等を求めたもの。	調停打切り (令和6年6月17日)
令和7年(調)第1号事件 (令和7年3月7日受理)	被申請人が所有する排水路の使用ができなくなることにより土壌汚染の発生のおそれがあるとして、排水路の使用に係る権利設定を求めたもの。	

資料48 関西電力(株)舞鶴発電所環境保全協定遵守状況(令和5(2023)・令和6(2024)年度)

(1) 大気関係

項目		単位	協定値	令和5年度実績	令和6年度実績
硫黄酸化物	年間総排出量	10 ³ Nm ³ /年	1,523	650	564
	時間当たり最大排出量	Nm ³ /時	255	174	160
窒素酸化物	年間総排出量	10 ³ Nm ³ /年	1,457	1,145	1,024
	時間当たり最大排出量	Nm ³ /時	244	207	213
硫黄酸化物	排出口最大濃度(1号機)	ppm	49	36	35
	排出口最大濃度(2号機)			45	47
窒素酸化物	排出口最大濃度(1号機)	ppm (残存酸素濃度6%換算値)	45	44	44
	排出口最大濃度(2号機)			42	41
ばいじん	排出口最大濃度(1号機)	g/Nm ³ (残存酸素濃度6%換算値)	0.009	0.005	0.004
	排出口最大濃度(2号機)			0.008	0.003

(2) 水質関係

項目			単位	協定値	令和5年度実績	令和6年度実績	
構内排水(冷却排水を除く。)	排水量	最大	m ³ /日	2,750	1,723	2,500	
		平均		1,260以下	1,095	1,239	
	汚濁負荷量	化学的酸素要求量(COD)	最大	kg/日	22	8.10	6.39
		平均	10.1以下		3.56	3.34	
	浮遊物質(SS)	最大	kg/日	27.5	1.33	1.23	
		平均		12.6以下	1.03	1.06	
	n-ヘキサン抽出物質含有量(油分量)	最大	kg/日	2.8	1.33	1.23	
		平均		1.3以下	1.03	1.06	
	水質	水素イオン濃度(pH)	最大	-	8.6	7.6	8.0
			最小		5.8	6.7	6.5
		化学的酸素要求量(COD)	最大	mg/L	15	7.8	5.8
			日平均		8以下	3.5	3.2
		浮遊物質(SS)	最大	mg/L	15	2	<1
			日平均		10以下	<1	<1
n-ヘキサン抽出物質含有量(油分量)	最大	mg/L	1	<1.0	<1.0		
ふっ素含有量	最大	mg/L	13.5	0.2	0.3		
冷却排水の排水量		最大	10 ³ m ³ /日	6,307	6,163	6,201	
取水・放水の温度差		最大	℃	7以下	6.9	6.9	

※ 1号機は平成16年8月から営業運転開始、2号機は平成22年8月から営業運転開始

※ 「<」は、定量限界値未満のデータ(またはこれを含むデータから算定された値)に付している。